「真に」子どもにやさしい国をめざして

家庭養育こそ子どもの未来を拓く

令和8年度　里親制度普及啓発事業
主催：島根県
事業実施団体：一般社団法人　島根県社会福祉士会

2026年 11月8日

元　厚　生　労　働　大　臣
(認定NPO) 子どもリエゾンえひめ アドヴァイザー　塩崎　恭久
(公益財団法人) 全国篤志面接委員連盟 会長

＜目次＞

1.（ 認定NPO法人 ）子どもリエゾンえひめを立ち上げ 2

2. 乳幼児期の「 アタッチメント（ 愛着 ）形成 」こそ重要 10

3.「 浮浪児対策 」からの脱却の必要性 19

4. 平成28年から始まった抜本改革の軌跡 28

5. 実親の愛に恵まれない全ての子ども達に家庭養育を 48

＜目次＞

1.（ 認定NPO法人 ）子どもリエゾンえひめを立ち上げ 2

2. 乳幼児期の「 アタッチメント（ 愛着 ）形成 」こそ重要 10

3.「 浮浪児対策 」からの脱却の必要性 19

4. 平成28年から始まった抜本改革の軌跡 28

5. 実親の愛に恵まれない全ての子ども達に家庭養育を 48



2020年7月１日発行　（株）メタ・ブレーン

養育里親名簿登録通知書

令和４年２月22日

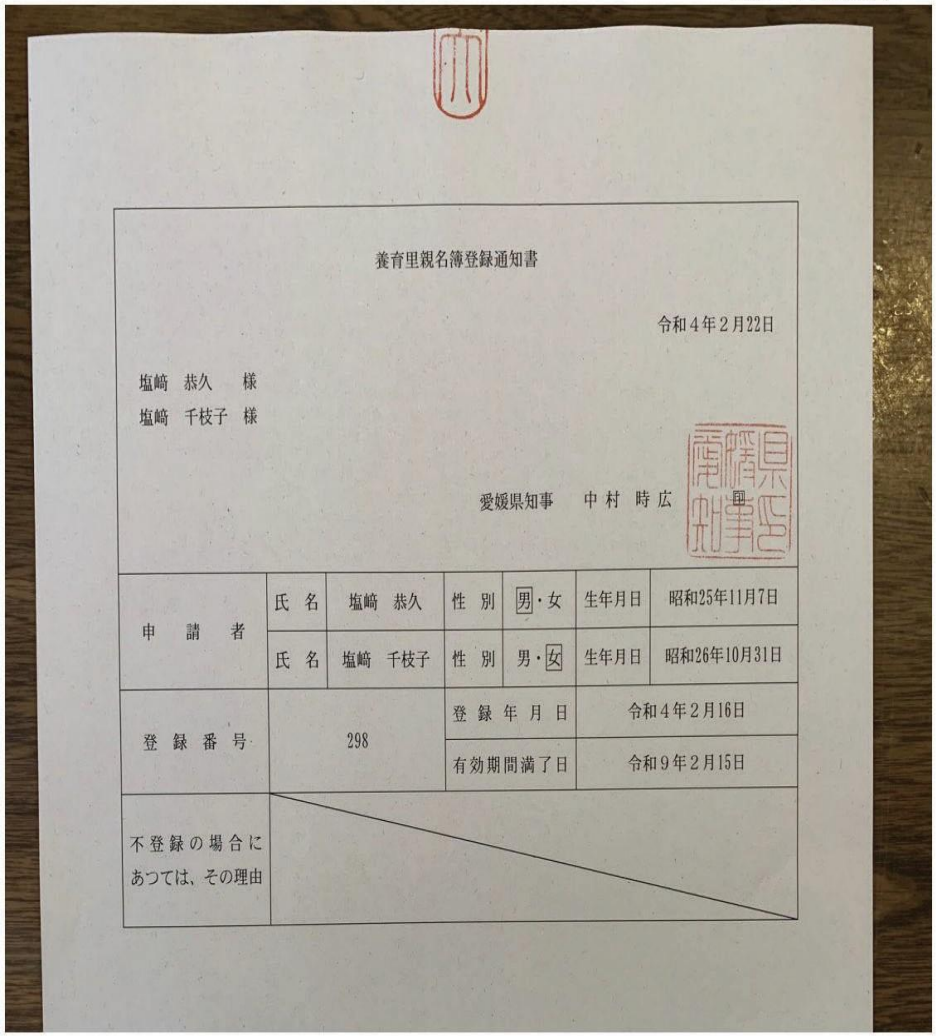

養育里親名簿登録通知書

令和４年２月22日

塩崎　恭久　様
塩崎　千枝子　様

愛媛県知事　中村時広

申請者	氏名	塩崎　恭久	性別	男・女	生年月日	昭和25年11月7日
	氏名	塩崎　千枝子	性別	男・女	生年月日	昭和26年10月31日
登録番号	298		登録年月日		令和４年２月16日	
			有効期間満了日		令和９年２月15日	
不登録の場合にあつては、その理由						

じじ、ばば、里親になる！　2022年9月～

里子ちゃんたちが我が家にやってきた！

「週末里親」
年に数回







かつて私は、子育ても余り
しなかったけど…

いっしょにごはんをつくって
いっしょにたべて 片づけて

普通の家庭の当たり前の日常

愛媛県内3つの児童相談所カバー人口は極めてアンバランス

中核市の松山市（497,067人）は、独自の児童相談所を持つべき

児童福祉施設配置図

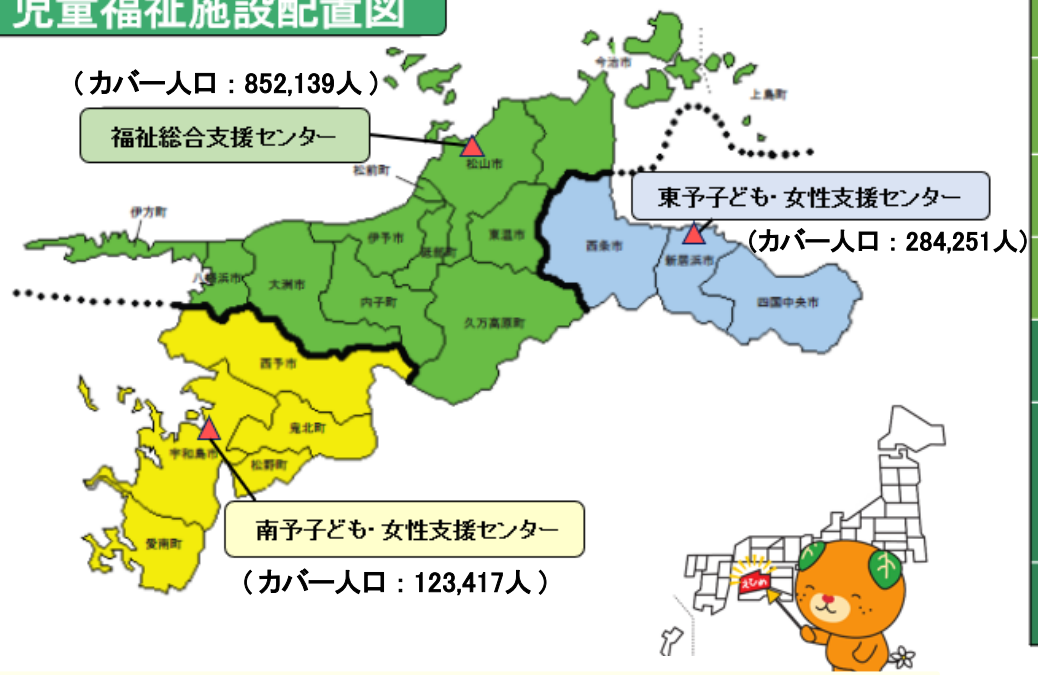

人口	1,334,841人
児童人口 (15歳未満)	154,420人
市町	20市町
児童相談所 ▲	3カ所(松山市、新居浜市、宇和島市)
里親支援センター	3カ所(松山市、宇和島市)
中予	里親支援センター子どもリエゾン
東予	えひめ里親サポートセンターコイノニア (EFSK(エフスク))
南予	南予里親支援センターみらい

※人口：令和2年国勢調査 人口等基本集計より

（注）児童相談所の「カバー人口」は、令和7年国勢調査から。

出典：子どもリエゾンえひめ資料「愛媛県　里親支援の概況」

引き続き家庭養育推進は大きな課題（ 愛媛県 ）

（ 令和8年5月1日現在 ）

施　　設	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	総数
対 象 児 童	乳児	保護者のない、または養育できない児童	心理治療を要する児童	不良行為等をし、又はなす恐れのある児童等	
施 設 数	2か所	10か所	1か所	1か所	14か所
定　　員	42名	534名	10名	27名	613名
入 所 児 童 数	21名	262名	7名	5名	295名

里　　親	養育里親	専門里親	養子縁組里親	親族里親	里親数（ 重複有 ）	ファミリーホーム
登録里親数/ホーム数	348世帯	（ 8 ）	（ 134 ）	21世帯	365世帯	21か所
委託里親数	48世帯	2	4世帯	17世帯	70世帯	―
委託児童数	68名	2名	4名	26名	100名	59名

（ 令和8年5月1日現在 ）

里親委託率：35.0%

（ 159/454 ）×100＝35.0%

出典：子どもリエゾンえひめ資料「 愛媛県　里親支援の概況 」

愛媛県内の「 里親支援センター 」

（ 2026年3月9日時点 ）

	リエゾン （ 中予東予 ）	エフスク （ 中予東予 ）	みらい （ 南予 ）	計
支援対象 里親数	156	164	45	365
委託児童数	69	71	30	170
特徴	県内唯一の里親支援特化型NPO法人	乳児院、児童養護施設2か所、児童家庭支援センターあり	児童養護施設みどり寮、児童家庭支援センターあり	
特徴的な活動	フォーラムなど普及活動	児童養護施設入所児童との交流事業	児童相談所・里親会との連携が密	

認定NPO法人子どもリエゾンえひめ ～つなぐ、愛ある未来を～

VISION ビジョン　すべての子どもが愛されて育つ社会の実現

MISSION ミッション　子どもの健やかな育ちのために
里親養育を普及・推進

2023年1月　NPO法人子どもリエゾンえひめ発足

2024年8月　里親支援センター子どもリエゾン開設
11月　認定NPO法人に

愛媛県の委託を受け令和6年8月開所

里親支援センター
子どもリエゾン



スタッフ15名（理事等 6名、職員 11名）
センター長、リクルーター、トレーナー、里親等支援員、事務局

子どもリエゾンえひめ～つなぐ、愛ある未来を～

認定NPO法人役員

（敬称略）

理事長	西﨑　眞理	小児科 医師
副理事	山内 幸春	里親支援センター子どもリエゾン センター長 元児童相談所 所長、社会福祉士、養育里親
副理事	射場　和子	弁護士
理事	石丸　世志	元児童福祉司、公認心理師
理事	塩﨑　千枝子	社会福祉士、保護司、養育里親
監事	寺坂　史子	愛媛県女性保護対策協議会 副会長
監事	梅林　哲次	税理士
アドヴァイザー	塩﨑　恭久	元衆議院議員、元厚生労働大臣、養育里親

これからの子どもリエゾンえひめ

第5回 子どもリエゾンえひめフォーラム

日時

2027年
2/6（土）
13:00～16:00(予定)

基調講演講師

北川（きたがわ） 聡子（さとこ） 氏
（社会福祉法人麦の子会 理事長）

会場

松山東雲女子大学・短期大学
A館1-1教室(松山市桑原3丁目2-1)
★オンライン(zoom)でもご覧いただけます

演題

「こどもの想いを真ん中に
-里親・里親支援センター・児童相談所の協働-」

子どもリエゾンえひめの活動

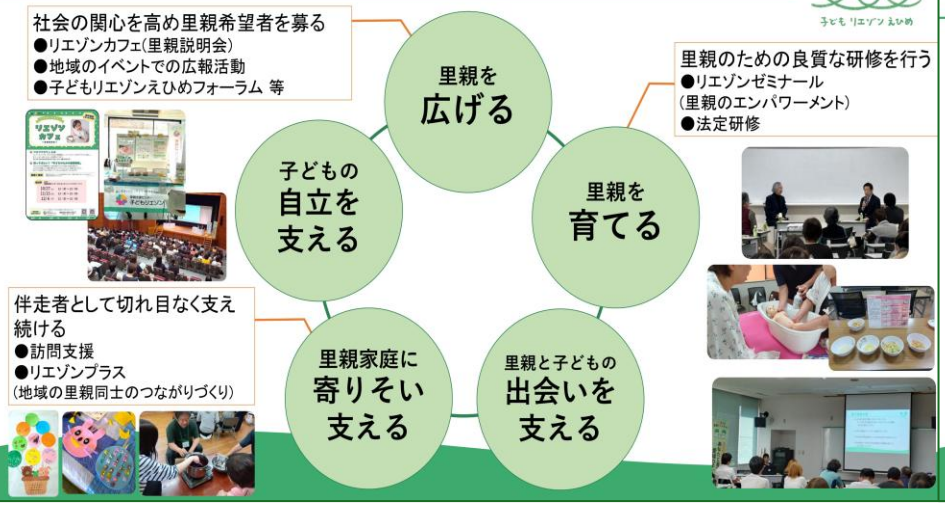

お気軽にお問い合わせください

認定NPO法人
子ども リエゾン えひめ

〒790-0812
愛媛県松山市松前町1丁目4-9
☎089-993-8727
HP：https://liaison-ehime.com/

公式HP
理事によるコラム「つながる」更新中です！

フォロー、いいねお願いします！

Instagram　LINE　X(twitter)　Facebook

＜目次＞

1.（ 認定NPO法人 ）子どもリエゾンえひめを立ち上げ 2

2. 乳幼児期の「 アタッチメント（ 愛着 ）形成 」こそ重要 10

3.「 浮浪児対策 」からの脱却の必要性 19

4. 平成28年から始まった抜本改革の軌跡 28

5. 実親の愛に恵まれない全ての子ども達に家庭養育を 48

「 実親の愛に恵まれない子ども達の社会的養育問題 」との出会いとパラダイムシフト

当初は、施設・団体との勉強会が中心	1995年頃から	● 愛媛県宇和島市の児童養護施設「 みどり寮 」の 谷松豊繁理事長 （ 全養協第6代会長・故人 ）の誘いで勉強会。 ------「 施設入所の子ども達の半数強は虐待が原因 」が衝撃的。
	2000年頃以降	● NAISグループ（根本匠＜N＞、安倍晋三＜A＞、石原伸晃＜I＞、塩崎恭久＜S＞）勉強会 ● 自民党内勉強会 ➡ 自民党議連（2011年12月、安倍晋三会長） ➡ 超党派議連（「 結愛ちゃん事件＜2018年3月＞」以来）
2015年4月 （ 厚労大臣 ）		●「 戦後の要保護児童福祉政策は、浮浪児（ 戦争孤児 ）対策 の延長線上で来てしまった。」（ 衆・赤坂宿舎での非公開勉強会 ） ⇒「 保護 」から「 養育 」へのパラダイム転換。 ⇒「 子どもの権利主体性 」と「 家庭養育優先原則 」の導入。
2016年11月 （ 厚労大臣 ）		●「 平成28年（ 2016年 ）児童福祉法抜本改正後の日本が行うべきことは、施設への新規入所を原則停止すること。」 （ 英国 バーナードス 元 CEO シングルトン卿 ）

子どもの健全な発育には、特定の大人との愛着形成が不可欠。

「愛着理論（Attachment Theory）」

●「愛着は人間の赤子が生き延びるために必要不可欠なものである」

●「愛着行動とは、子どもが不安な時に、親や身近にいる信頼できる人に訴え、甘え、安心しようとする行動」

●「訴えや要求に対する応答が密な程、安定した愛着が形成され、小児期以降に安定した対人関係の礎となる。」

➡ 子どもの健全な発育は、特定の大人との愛着形成の下で実現。

英国の児童精神分析者ジョン・ボウルビィ（1907-1990）が提唱。

「子どもは生まれてから五歳ぐらいまでに、親や養育者とのあいだに愛着（強い絆）を形成し、これによって得られた安心感や信頼感を足がかりにしながら、周囲への世界へと関心を広げ、認知力や豊かな感情をはぐくんでいくという成長過程をたどります。」

出典：友田明美著「子どもの脳を傷つける親たち」NHK出版新書

「生まれてから1歳半くらい、せいぜい2歳までが、愛着が成立する上でのタイムリミットである」

出典：木下勝之 前日本産婦人科医会会長 愛媛県医師会における講演（2023年7月30日）資料

「小児期逆境体験」は、子どもの心身の発達に大きく影響。

虐待は、
小児期逆境体験（ACEs：Adverse Childhood Experiences）のひとつ

16

小児期逆境体験（ACEs：Adverse Childhood Experiences）とは

- 身体的虐待、心理的虐待、性的虐待
- ネグレクト
- 親との離別・死別
- 家族の病気、家族の収監、家庭内の暴力
- いじめを受ける
- 被害者になること：事件・事故、犯罪、災害など
- 社会的に劣悪な情勢：戦闘・戦争下、テロ、難民など

のことで、これらは子どもの発達の順行を妨げる要因となる。

小児期の逆境体験が、後年どのような影響を与えるかの研究

ACEs Study（**CDC＜アメリカ疾病予防管理センター＞** 2016）

18

- **1995年**に始まり，**現在も継続的に行われている追跡研究**
- 18歳までに逆境体験（ACEs）

心理的虐待，身体的虐待，性的虐待，家庭内暴力，家庭内での薬物濫用，
家庭内の精神障害，親との離別や離婚，家族の収監

があると

①**精神疾患のリスクを高める**：PTSD，抑うつや不安障害，精神病症状，薬物乱用など
②**知的な発達や学習能力へ影響する**
③**慢性身体疾患のリスクを高める**
★それらは**逆境体験数に比例**している

【出典】田中究：児童青年精神医学とその近接領域vol. 57（2016）

虐待など逆境に育つ子ども達に起こる問題

17

- **発達に応じた、適切な養育を受けられない**→**体も心も育たない。**
  - **乳幼児期**：保護され、世話をされ、アタッチメント（愛着）が育つ時期
  - **学童期**：知的好奇心をもち、守られながらの活動・力試し・仲間関係の体験をする時期
  - **思春期**：仲間関係の発展、心身機能の充実、アイデンティティ確立の時期

  →**これらの発達課題をこなせない。**
- **トラウマを負う**
- **生涯にわたる心身の問題を持つ**

虐待などの逆境に育つ子どもが示す症状

19

- **乳幼児期**：栄養不良、成長阻害、ことばの遅れ、夜尿・遺尿、便秘、食行動異常、アタッチメント（愛着）の障害、睡眠障害、多動など
- **学童期**：（上記に加え）多動・衝動性、注意集中困難、学習の遅れ、不安・恐怖、解離、身体化、ルールに従えない、嘘をつく、給食をむさぼる、不潔、身なり不整、情緒不安定、自傷、不穏・興奮など
- **思春期**：（上記に加え）情動コントロールができない、衝動行為、対人関係上の問題（相手に近づきすぎる・振り回す、人を信じられない、適切な助けを求められないなど）、うつ、希死念慮、自殺企図、依存症、非行・反社会的行動、PTSD、複雑性PTSDなど

＊症状は多岐にわたり、どの症状も虐待だけにみられるものはない。→**専門的見たてを要する**。

＊幼い頃の体験であっても、長期間にわたり、重大な症状が波のように繰り返される。→**長期の治療が必要**。

出典：「児童精神科医療の現状と課題」 全国児童青年精神科医療施設協議会
自民党「児童の養護と未来を考える議員連盟」及び超党派「児童虐待から子どもをも守る議員の会」合同総会（2023年2月22日）資料より

「幼児教育の経済学」
("Giving Kids a Fair Chance")

2000年 ノーベル経済学賞受賞 経済学者
ジェームズ ・ ヘックマン著

健康問題

(喫煙・肥満・自殺
ドラッグ・性感染症)

図2 逆境的小児期体験(ACE)が成人後にもたらす健康問題

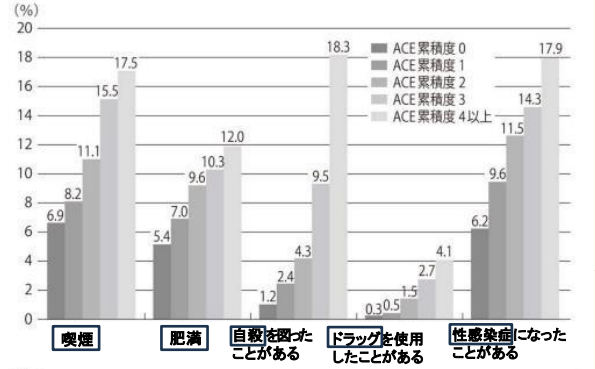

(出所) Robert Anda, "The Health and Social Impact of Growing Up With Alcohol Abuse and Related Adverse Childfood Experience: The Human and Economic Costs of the Status Quo." National Association for Children of Alcoholics, 2006.

脳の発達

図3 幼少期にネグレクトされた子どもの脳の発達異常

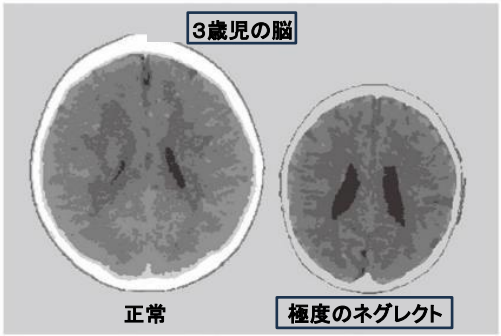

(注)左は健康な3歳児の頭部スキャン画像で大きさは標準的。右は極度にネグレクトされて育った3歳児の頭部。脳の大きさが標準より著しく小さく、側脳室拡大と皮質の委縮が見られる

(出所) B. D. Perry, "Childhood experience and the expression of genetic potential: what childhood neglect tells us about nature and nurture." *Brain and Mind* 3: 79-100, 2002.

「子どもの健全な養育政策作り」には、「科学的エビデンス」が必要。

教育

(学力・学業継続)

図4.1 ペリー就学前プジェクトの効果

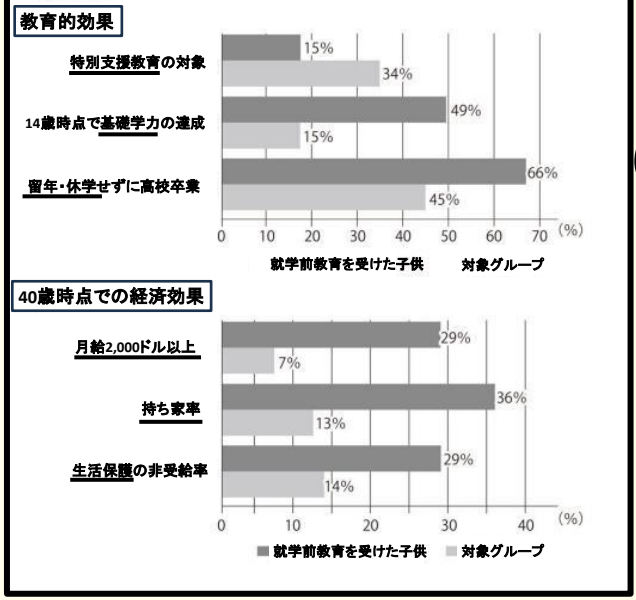

経済力

犯罪

図4.2 40歳時点での逮捕者率

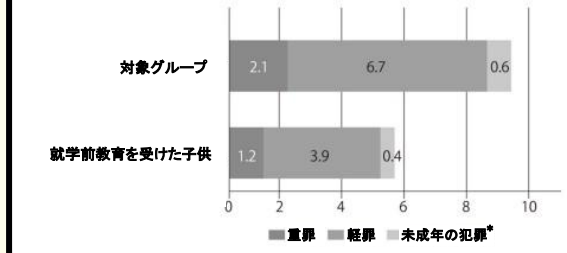

(出所) W. S. Barnett, "Benefit-Cost Analysis of Preschool Education." 2004.
*19歳未満の逮捕

逆境体験による脳の変化：「 傷つく脳 」

子どもの脳の成長は早い

だから、特に「 乳幼児期（ 0～2歳 ）」には、愛着形成可能な里親等の家庭養育環境が不可欠！！

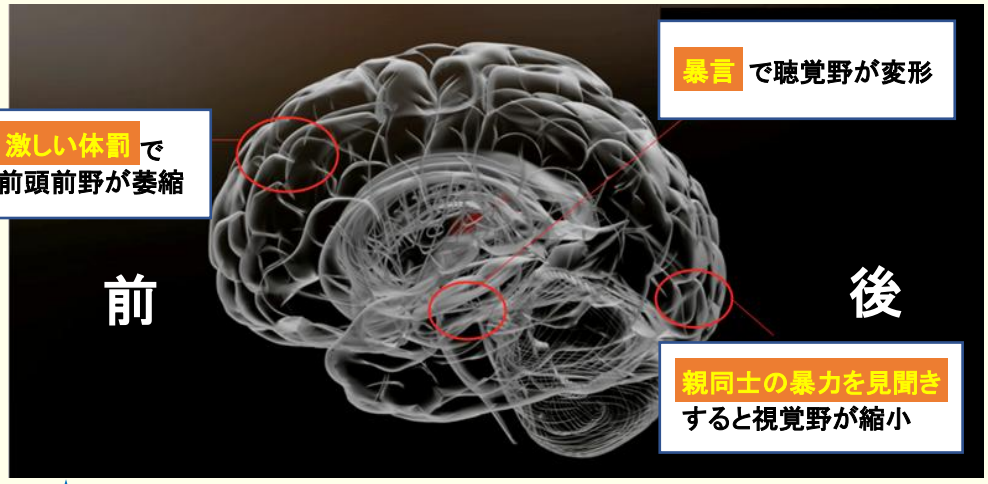

福井大学　友田明美先生のグループの研究より引用

脳への影響を考えると、逆境体験は、子どもの一生の問題に直結する可能性が大きい。

ニグレクトは脳梁を委縮。

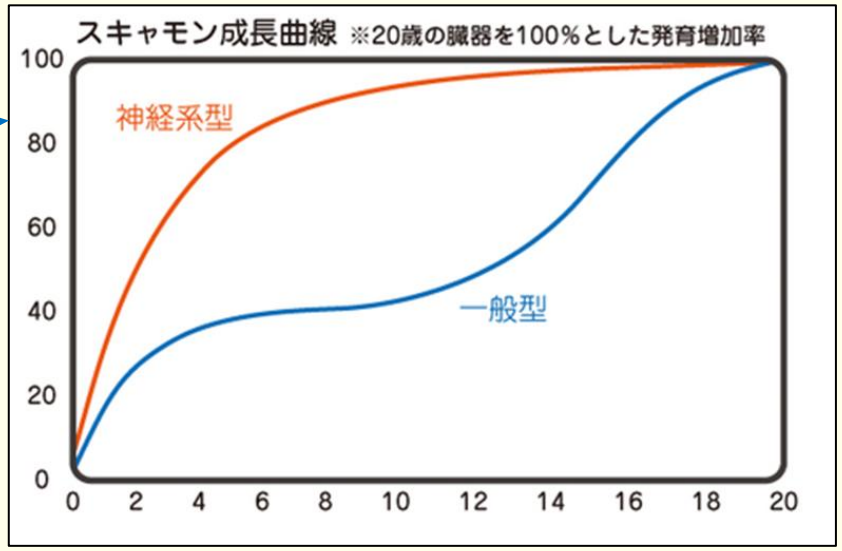

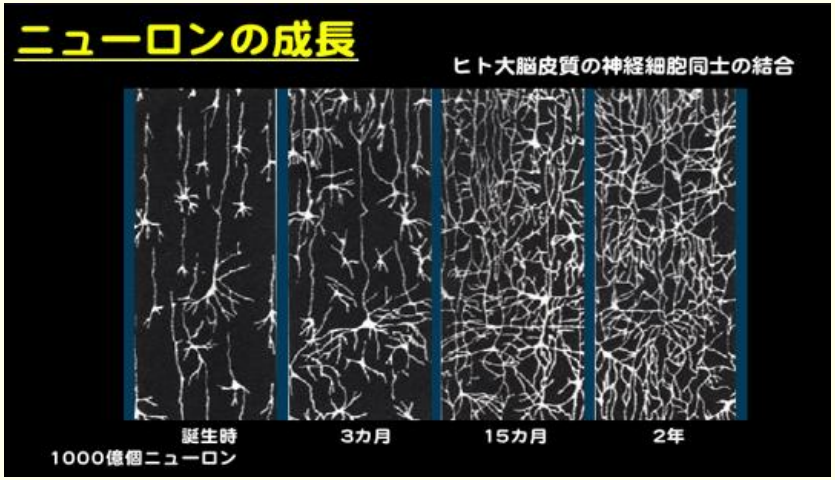

出典：「 多機関連携で子どもたちの未来を守る ～ 臨床医の視点 ～ 」西﨑眞理　松山赤十字病院小児科医師
四国里親会（ 愛媛 ）講演（ 2026年9月6日 ）資料を塩崎恭久事務所が一部編集、加筆。

米国では、連邦議会・政府・NGOが、家庭養育、パーマネンシー保障を牽引

科学的に「 施設養育は有害 」との共通認識

「 施設における集団養育（ group care）は、子ども、特に乳幼児にとって有害（ harmful ）であることはエビデンスから明らかであり、・・・ 子どもの一生に影響を与えてしまう。」
（ 2024年12月6日、超党派 児童養護議連にて、キャロル・ショーファー 米国 QPI プログラム弁護士）

施設養育への米国連邦政府補助金は、2週間で打ち切り

★米国連邦法 Family First Prevention Services Act of 2018 によって改正されたSocial Security Act 中の、Foster care maintenance payments program には、連邦政府の支援対象となる施設には、以下のような要件を賦課し、抑制するとともに、治療的施設等に限定することを明確化。

① Foster care maintenance payments 支払いの対象となる child-care institution （施設）は、「養育する子どもは25人以下」であること。
② しかし、子どもが6人を超えるグループケアに2週間以上措置されると、その子どもの分に関し、連邦政府からの州政府への支援は停止。
③ 3週目以降も25人以下の施設で連邦政府支援継続の例外は、Qualified Residential Treatment Program （QRTP）と呼ばれる治療的施設等のみ。

NGOは、マルトリートメント抑止、里親推進、パーマネントな家庭養育・養子重視が主流

NCFA National Council For Adoption

オフィシャルウェブサイトより
(https://adoptioncouncil.org/article/foster-care-and-adoption-statistics/)

It is important to remember that an increase or decrease in the number of children entering foster care should not be our measure of success.

Rather, our goal should be to ①reduce child maltreatment rates, ②reduce time spent outside permanent family care, and ③reduce timeframes and numbers of children awaiting adoption.

日本の児童精神科専門医は圧倒的に少ない（ 日米比較 ）

	児童精神科医数				（参考）未成年人口【18歳未満】
		未成年10万人あたり児童精神科医数	港区だったら？【未成年人口4万人】	児童精神科医1人あたり未成年人口	
	（人）	（人）	（人）	（千人）	（百万人）
米国	12,056	17	7	6	72
日本（旧認定医）	758	5	2	21	16

各数値は下記資料より塩崎恭久事務所にて作成（ 2026.10 ）

●米国　医師数：2026年9月、未成年人口：2025年7月
出典：The American Academy of Child and Adolescent Psychiatry,
米国センサス局 Vintage2025人口推計

●日本　医師数：2025年4月、未成年人口：2025年10月
出典：日本児童青年精神医学会認定医、総務省統計局
※ 新資格「 児童精神科専門医 」（ 移行期 ）は、2026年9月14日時点で573人

米国は日本の3倍以上！
それでも米国児童青年精神医学会は「まだ足りない」と訴えている

社会的養護・養育予算各国比較：余りに少ない日本

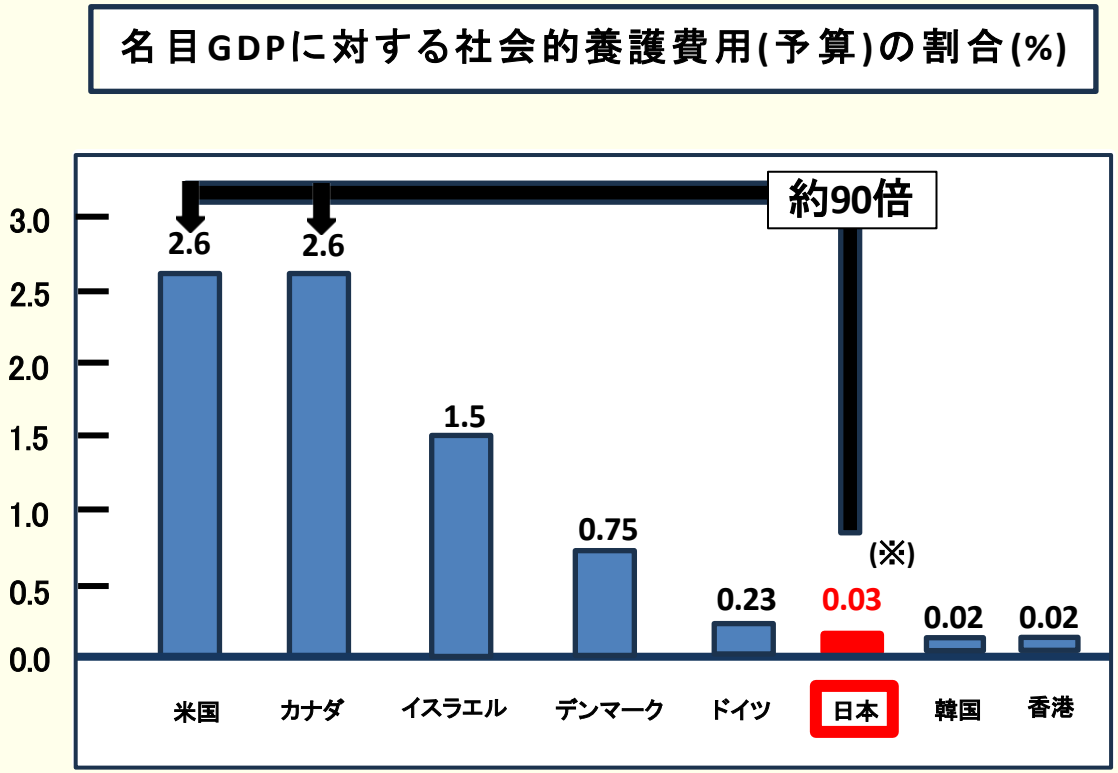

出典：「2014年度厚労省児童福祉問題調査研究事業『社会的養護制度の国際比較に関する研究』」

(※) ただし、日本に関しては、
内閣府（2022）「国民経済計算（GDP統計） ５６６．５兆円（名目GDP）
令和5年度（2023）こども家庭庁支援局家庭福祉課 社会的養護関係予算額 １，６９１億円
（支援局虐待防止対策課の社会的養護関係予算を含む）

＜目次＞

1.（ 認定NPO法人 ）子どもリエゾンえひめを立ち上げ 2

2. 乳幼児期の「 アタッチメント（ 愛着 ）形成 」こそ重要 10

3.「 浮浪児対策 」からの脱却の必要性 19

4. 平成28年から始まった抜本改革の軌跡 28

5. 実親の愛に恵まれない全ての子ども達に家庭養育を 48

虐待相談は増えても、保護児童数は横這い

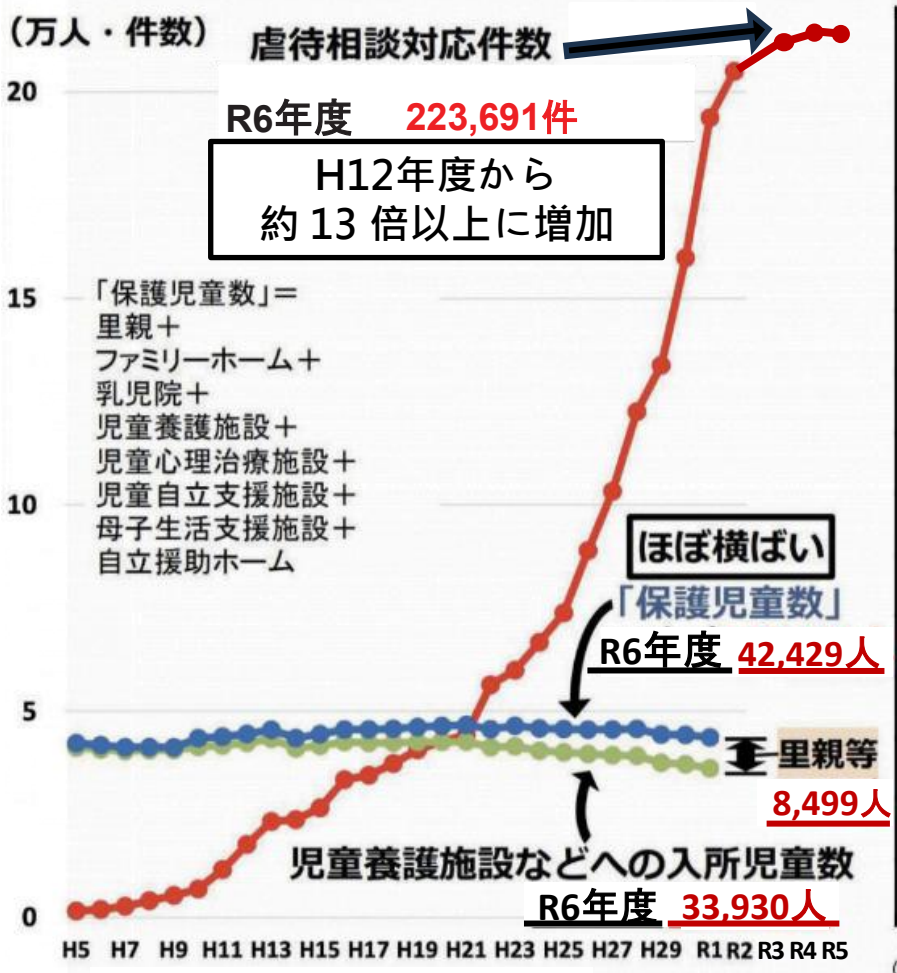

（出典）厚労省・子ども家庭庁資料より塩崎恭久事務所作成

なぜ日本だけ「保護される児童」が少ない？

国名	児童人口（千人）	保護児童数（千人）	児童人口1万人当たり保護児童数（人）
フランス	13,427	137	102
ドイツ	14,829	110	74
イギリス	13,243	73	56
スペイン	7,550	38	51
デンマーク	1,199	13	104
ノルウェー	1,174	8	68
スウェーデン	1,911	12	63
ニュージーランド	1,006	5	49
オーストラリア	4,836	24	49
カナダ	7,090	76	109
アメリカ	74,000	489	66
日本	23,046	38	17

（出典）June Thoburn (2007) "Globalisation and child welfare: Some lessons from a cross-national study of children in out-of-home care"より抜粋

里親委託率が低い日本では、多くの子ども達が施設へ

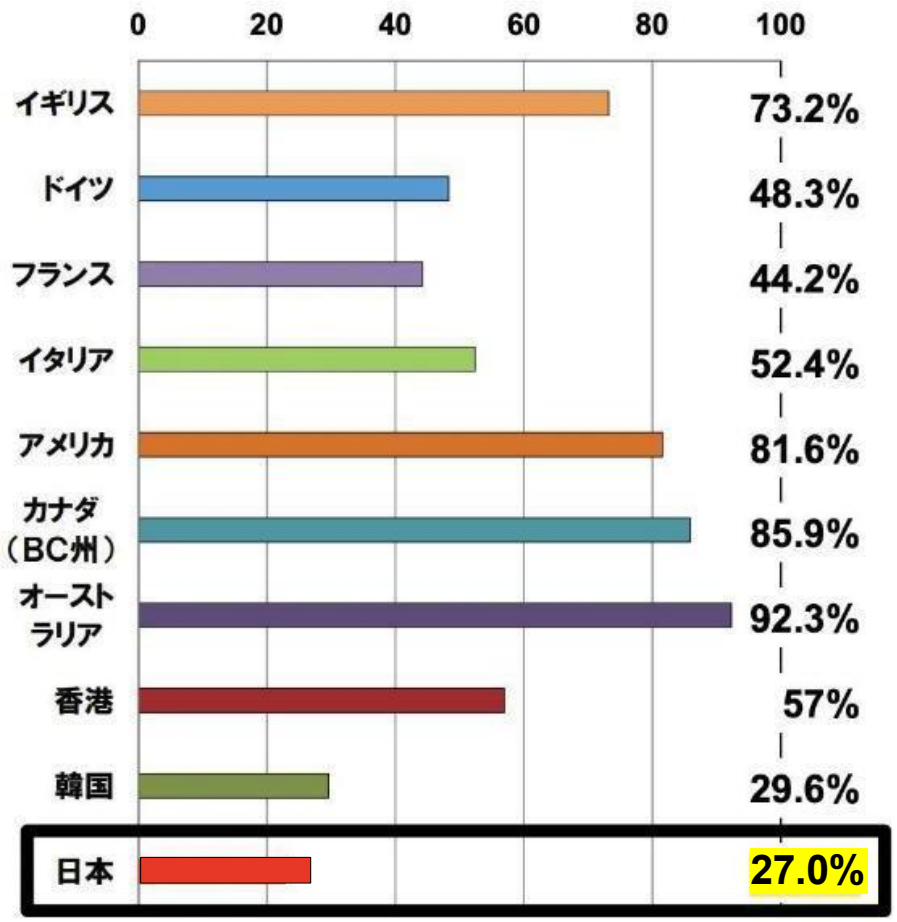

（註）2010年前後の値、**日本のみ 2026 年 3 月末。**

※「家庭外ケア児童数及び里親委託率等の国際比較研究」主任研究者　開原久代（東京成徳大学子ども学部）（平成23年度厚生労働科学研究「社会的養護における児童の特性別標準的ケアパッケージ（被虐待児を養育する里親家庭の民間の治療支援機関の研究）」）

「特別養子縁組」が殆ど活用されない日本

国名	人口（百万人）	成立件数	人口10万人当たり件数
ドイツ	81	3,805	4.69
フランス	62	3,964	6.41
イギリス	56	4,734	8.44
アメリカ	314	119,514	38.0
日本	123	669	0.54

（註）ドイツ：2014年 フランス：2007年 イギリス：2011年 アメリカ：2012年　日本　(出典) 2025年、人口推計、司法統計年報

※イギリスはイングランドとウェールズのみ。

引き続き全体として、「家庭養育２割、施設養育８割」のまま。

（2023年2月1日現在）

	家庭養育						養育						主な社会的養育形態合計	
			里親		ファミリーホーム				児童養護施設		乳児院			
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
0～2歳	658	24.7	612	23.0	46	1.7	2,003	75.3	115	4.3	1,888	71.0	2,661	100.0
		(8.5)		(10.1)		(2.7)		(8.5)		(0.5)		(78.5)		(8.0)
3～5歳	1,191	31.4	1,032	27.2	159	4.2	2,602	68.6	2,093	55.2	509	13.4	3,793	100.0
		(15.3)		(17.0)		(9.3)		(15.3)		(9.1)		(.5)		(11.4)
6～12歳	2,830	22.7	2,142	17.2	688	5.5	9,635	77.3	9,629	77.2	6	0.1	12,465	100.0
		(36.4)		(35.4)		(40.2)		(36.4)		(41.8)		(0.3)		(37.5)
13～19歳	3,066	21.6	2,258	15.9	808	5.7	11,141	78.4	11,141	78.4	0	0.0	14,207	100.0
		(39.5)		(37.3)		(47.2)		(39.5)		(48.3)		(0.0)		(42.8)
児童合計※	7,770	23.4	6,057	18.2	1,713	5.2	25,447	76.6	23,043	69.4	2,404	7.2	33,217	100.0
		(100.0)		(100.0)		(100.0)		(100.0)		(100.0)		(100.0)		(100.0)

※ %表示は：上段⇒養育形態別、下段⇒年齢階層別。児童合計には年齢不詳も含む。

出所：こども家庭庁

特別養子縁組も低迷傾向が変らず。

特別養子縁組の成立件数

2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
542	495	616	624	711	693	683	580	587	563	669

出典：司法統計年報

「 保護パラダイム 」のまま長期入所が続く児童養護施設

施設入所期間の目安

（ この場合 < 塩崎注：当面の施設入所措置の場合 > については、**あくまでも一時的なもの**とし、積極的に里親の新規開拓に取り組み、**できるだけ早期に「家庭における養育環境と同様の養育環境」に移行させること**。なお、**「一時的」とは、乳幼児の場合には、日から週単位、長くとも数ヶ月以内には移行すべき**であり、**就学後の子どもについては、長くとも3年以内には移行すべき**である。）

本資料 P34「 里親委託ガイドライン 」（2013年3月29日）

戦後日本は
戦争孤児救済政策として
児童養護施設等を整備



長過ぎる児童養護施設の入所期間（令和５年２月１日現在）

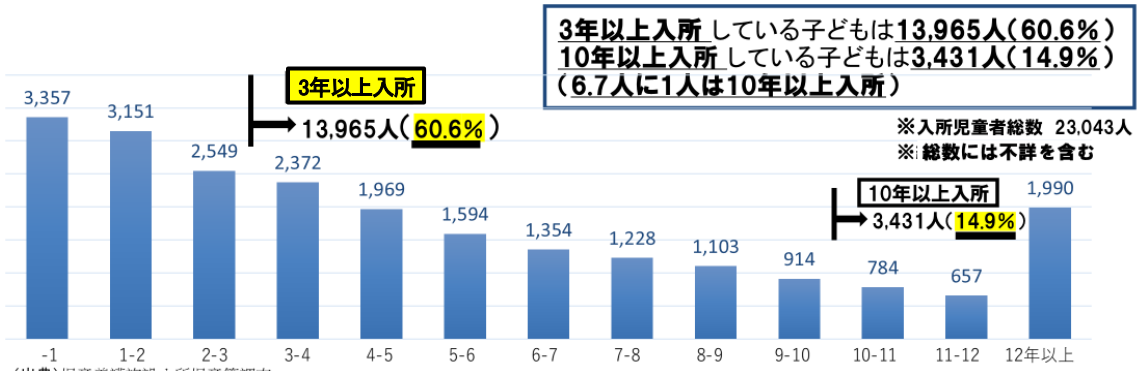

（出典）児童養護施設入所児童等調査

少な過ぎる児童養護施設の「小規模かつ地域分散化」（令和6年10月1日現在）

〈入所児童数ベース〉

	入所児童総数	敷地内施設				小規模かつ地域分散型施設（「できる限り良好な家庭的環境」）		
		0.2	大舎等	「小規模グループケア」			分園型	地域小規模児童養護施設
				「本体施設内」	「別棟」			
人数（構成比(%)）	22,342（100.0）	17,170（76.9）	7,592（34.0）	7,943（35.6）	1,635（7.3）	5,172（23.1）	1,859（8.3）	3,313（14.8）

（出典）こども家庭庁支援局調べ　．（児童養護施設数　606か所）

愛着形成上最も大切な0～2歳児の里親委託率の改善は遅く、大きなバラツキも。

令和7年度末（2026年3月末）

○ 全国の合計では、**3歳未満児** が **29.6%** 「3歳以上～就学前」が37.2%、「学童期以降」が24.7%となっている。

自治体名	3歳未満児		
	代替養育が必要な児童数	里親等委託児童数	里親等委託率
北海道	58人	46人	79.3%
青森県	23人	7人	30.4%
岩手県	21人	5人	23.8%
宮城県	19人	3人	15.8%
秋田県	19人	4人	21.1%
山形県	16人	2人	12.5%
福島県	25人	14人	56.0%
茨城県	62人	6人	9.7%
栃木県	61人	11人	18.0%
群馬県	43人	17人	39.5%
埼玉県	174人	27人	15.5%
千葉県	73人	21人	28.8%
東京都	286人	47人	16.4%
神奈川県	68人	9人	13.2%
新潟県	15人	3人	20.0%
富山県	17人	1人	5.9%
石川県	8人	1人	12.5%
福井県	3人	1人	33.3%
山梨県	22人	12人	54.5%
長野県	38人	19人	50.0%
岐阜県	37人	16人	43.2%
静岡県	29人	11人	37.9%
愛知県	90人	29人	32.2%
三重県	31人	6人	19.4%
滋賀県	13人	2人	15.4%
京都府	23人	7人	30.4%
大阪府	91人	12人	13.2%
兵庫県	60人	13人	21.7%
奈良県	14人	1人	7.1%
和歌山県	24人	3人	12.5%
鳥取県	13人	2人	15.4%
島根県	19人	5人	26.3%
岡山県	12人	7人	58.3%
広島県	25人	12人	48.0%
山口県	18人	3人	16.7%
徳島県	12人	3人	25.0%
香川県	14人	4人	28.6%
愛媛県	25人	10人	40.0%
高知県	18人	6人	33.3%
福岡県	58人	22人	37.9%
佐賀県	10人	7人	70.0%
長崎県	26人	12人	46.2%

自治体名	3歳未満児		
	代替養育が必要な児童数	里親等委託児童数	里親等委託率
熊本県	26人	7人	26.9%
大分県	22人	17人	77.3%
宮崎県	34人	10人	29.4%
鹿児島県	46人	5人	10.9%
沖縄県	46人	32人	69.6%
札幌市	49人	24人	49.0%
仙台市	24人	8人	33.3%
さいたま市	28人	13人	46.4%
千葉市	22人	7人	31.8%
横浜市	74人	30人	40.5%
川崎市	29人	12人	41.4%
相模原市	12人	3人	25.0%
新潟市	13人	7人	53.8%
静岡市	9人	5人	55.6%
浜松市	23人	20人	87.0%
名古屋市	100人	36人	36.0%
京都市	31人	6人	19.4%
大阪市	132人	17人	12.9%
堺市	22人	9人	40.9%
神戸市	48人	8人	16.7%
岡山市	16人	8人	50.0%
広島市	25人	4人	16.0%
北九州市	30人	14人	46.7%
福岡市	13人	9人	69.2%
熊本市	53人	39人	73.6%
高崎市	10人	8人	80.0%
横須賀市	11人	1人	9.1%
金沢市	9人	3人	33.3%
豊中市	7人	0人	0.0%
明石市	1人	1人	100.0%
奈良市	6人	0人	0.0%
港区	6人	0人	0.0%
文京区	5人	0人	0.0%
品川区	6人	1人	16.7%
世田谷区	4人	0人	0.0%
中野区	15人	2人	13.3%
豊島区	12人	4人	33.3%
荒川区	4人	0人	0.0%
板橋区	12人	2人	16.7%
葛飾区	12人	0人	0.0%
江戸川区	23人	3人	13.0%
合計	2,783人	824人	29.6%
（参考）令和6年度末	2,718人	800人	29.4%

国の目標は75%以上
（2030年3月末）

最低0.0%～最高100.0%

＜50%に到達している自治体＞

明石市	100.0%
浜松市	87.0%
高崎市	80.0%
北海道	79.3%
大分県	77.3%
熊本市	73.6%
佐賀県	70.0%
沖縄県	69.6%
福岡市	69.2%
岡山県	58.3%
福島県	56.0%
静岡市	55.6%
山梨県	54.5%
新潟市	53.8%
長野県	50.0%
岡山市	50.0%

令和3年度末　8自治体
令和5年度末　15自治体 ＋7
➡ 令和7年度末　16自治体 ＋1

出典：こども家庭庁の資料を元に、塩崎恭久事務所で作成。

乳児院からの措置変更先：施設ウェイトは高どまりのまま

（上段は人、下段は%）

		乳児院退所者									
			家庭復帰へ	家庭と同様の養育環境へ				施設へ			その他
					里親へ	FHへ	養子縁組へ		養護施設へ	その他施設へ	
平成25年度	人数	2,131	957	307	224	31	52	730	684	46	137
	構成比	100%	44.9%	14.4%	10.5%	1.5%	2.4%	34.3%	32.1%	2.2%	6.4%
平成28年度	人数	1,965	854	377	280	15	82	611	567	44	123
	構成比	100%	43.5%	19.2%	14.3%	0.8%	4.2%	31.1%	28.9%	2.2%	6.3%
令和元年度	人数	1,877	736	438	314	25	99	648	531	117	55
	構成比	100%	39.2%	23.3%	16.7%	1.3%	5.3%	34.5%	28.3%	6.2%	2.9%
令和４年度	人数	1,502	502	373	271	18	84	576	497	79	51
	構成比	100%	33.4%	24.8%	18.0%	1.2%	5.6%	38.4%	33.1%	5.3%	3.4%
令和6年度	人数	1,485	526	440	333	23	84	480	395	85	39
	構成比	100%	35.4%	29.6%	22.4%	1.5%	5.7%	32.3%	26.6%	5.7%	2.6%

乳児院の在所期間別在籍児童数について

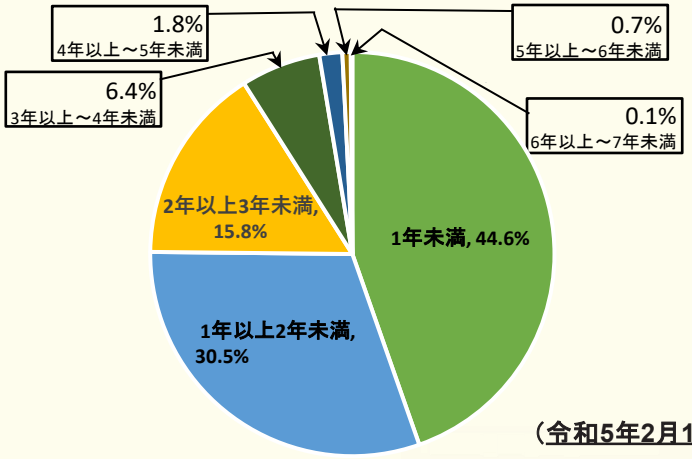

（令和5年2月1日現在）

「里親委託ガイドライン」における記述

1　乳児院からの措置変更する子ども

できるだけ早い時期に家庭における養育環境と同様の養育環境で、特定の大人との愛着関係の下で養育されることが子どもの心身の成長や発達には不可欠であることから、原則として、里親委託への措置変更を検討する。

（令和3年3月29日現在）

一時保護時も「家庭養育優先原則」だが、全く不徹底。

○　令和3年度の児童虐待が理由の一時保護件数は30,814件であり、そのうち一時保護委託件数は14,684件で、児童虐待を理由とする一時保護総数の約47.7%を占めている。また、一時保護委託先内訳では、乳児院・児童養護施設への委託が合計で6,694件と約45%を占めている。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一時保護所内	12,556 (62.2%)	13,152 (61.8%)	14,468 (57.2%)	16,853 (46.1%)	15,800 (57.7%)	15,203 (55.7%)	15,937 (54.1%)	16,130 (52.3%)
一時保護委託	7,619 (37.8%)	8,116 (38.2%)	10,845 (42.8%)	13,411 (53.9%)	11,590 (42.3%)	12,107 (44.3%)	13,518 (45.9%)	14,684 (47.7%)
児童養護施設	2,960 (14.7%)	2,860 (13.4%)	3,868 (15.3%)	4,872 (16.1%)	4,113 (15.0%)	4,445 (16.3%)	4,702 (16.0%)	4,871 (15.8%)
乳児院	1,274 (6.3%)	1,501 (7.1%)	1,591 (6.3%)	1,857 (6.1%)	1,639 (6.0%)	1,598 (5.9%)	1,745 (5.9%)	1,823 (5.9%)
里親	1,161 (5.8%)	1,408 (6.6%)	1,890 (7.5%)	2,658 (8.8%)	2,228 (8.1%)	2,454 (9.0%)	3,083 (10.5%)	3,497 (11.3%)
その他	2,224 (11.0%)	2,347 (11.0%)	3,496 (13.8%)	4,024 (13.3%)	3,610 (13.2%)	3,610 (13.2%)	3,988 (13.5%)	4,493 (14.6%)
一時保護総数	20,175	21,268	25,313	30,264	27,390	27,310	29,455	30,814

一時保護児の約一割しか家庭養育でない！！

＊(　　)は、一時保護総数に占める割合。
※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

出典：福祉行政報告例

○障害等のあるこどもの増加

子どものケアニーズに応じた支援・措置費制度と里親等の能力担保制度の導入が急務。

社会的養護を必要とするこどもにおいては、全体的に**障害等のあるこどもが増加**しており、里親においては２９．６％、児童養護施設においては４２．８％が、障害等ありとなっている。

○社会的養護を必要とするこどものうち、障害等のあるこどもの割合

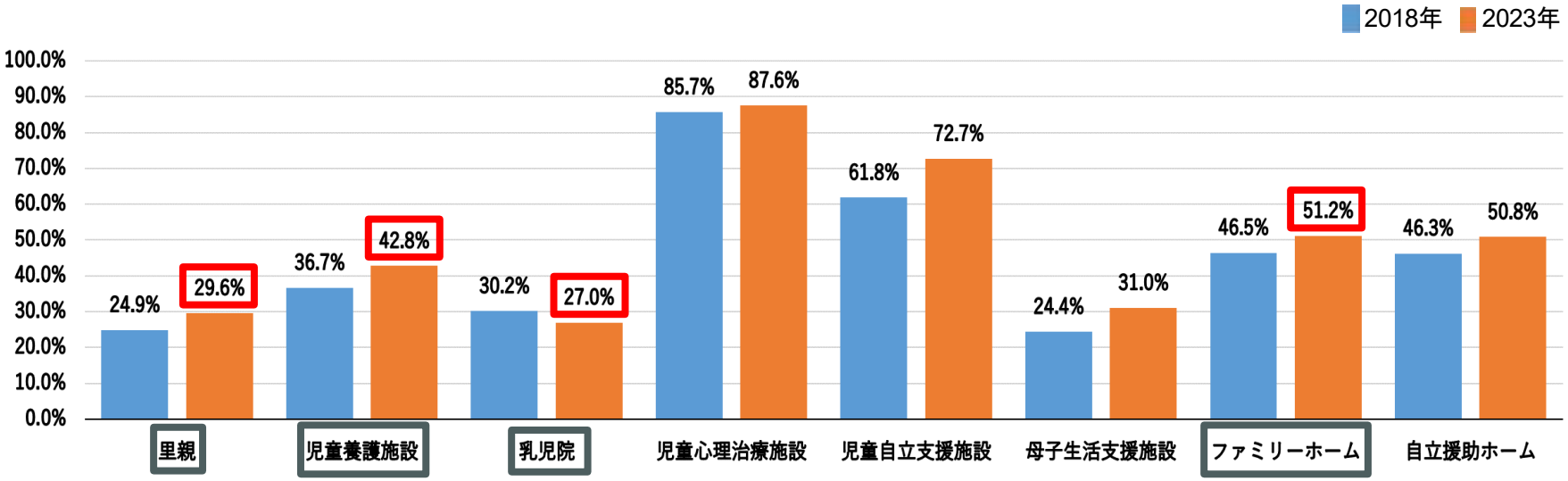

（出典）こども家庭庁：　「児童養護施設入所児童等調査結果（各年２月１日現在）」

＜目次＞

1.（ 認定NPO法人 ）子どもリエゾンえひめを立ち上げ 2

2. 乳幼児期の「 アタッチメント（ 愛着 ）形成 」こそ重要 10

3.「 浮浪児対策 」からの脱却の必要性 19

4. 平成28年から始まった抜本改革の軌跡 28

5. 実親の愛に恵まれない全ての子ども達に家庭養育を 48

先進国では、3歳未満児は家庭養育が大原則。施設養育は例外。

国際的な指針

国連子どもの代替的養育ガイドライン(2009年)

子どもの権利条約を補完するものとして国連で採択された。

- まず、子どもが生みの親の元で育つための努力をすること。それに失敗した場合は、養子縁組などの恒久的な解決策(パーマネンシー)を探ること。
- 幼い子ども、特に3歳未満は原則として家庭で養育するべき。
- 入居施設(Residential Care)はそれが子どもの最善の利益にかなう時に限るべき。
- 入居施設(Residential Care)は家庭養育を補完するもの。ただし、大規模な施設(Institution)は戦略的に撤廃していくべき。

国連機関の報告書

こうした研究結果のエビデンスをもとに、国連人権高等弁務官事務所やユニセフでは特に3歳未満の子どもは施設での養育をするべきではないという報告書を作成している。

2011年 国連人権高等弁務官事務所ヨーロッパオフィス
"弱い立場にある3歳未満の子どもの権利:施設措置の終焉"

2012年 ユニセフ
"3歳未満の子どもたちの施設措置を終わらせよう"
「原則として、乳幼児が施設で養育されると3ヶ月間で1ヶ月の発達が失われる。」
"A general rule is that for every three months that a young child resides in an institution, one month of development is lost."

2024年度 日本財団 里親国際調査

今回調査を行ったドイツ、スウェーデン、イタリア、アメリカ、カナダでは、実親が育てることのできない乳幼児は母子施設、または親族や里親など、家庭に措置することが基本とされていた。イタリアでは6歳未満の子どもは家庭環境に措置するべきという法律があり、ドイツのノルトライン・ヴェストファーレン州では、0～3 歳の子どもは施設には入れるべきではないという州の勧告が出ていた。

乳幼児を「施設」に措置するのは、特に専門的なケアが必要な場合や、虐待などの経験により家庭的な環境(大人との親密な関係)にいることがトラウマになっているようなケースであった。イタリアでは養子縁組・里親を待っているケースもあり。

- スウェーデン(ストックホルム市)・・・単独で施設にいるのはおおむね12歳以上、病気が重い子でも5歳くらい。
- ドイツ(デュセルドルフ市)…3 歳未満で里親委託されている子どもは124 人、他は緊急一時保護施設に3 人だった(里親委託率97%)。
- イタリア(ミラノ市)…4 歳未満の子どもの145 人が母子施設、26 人が子ども単独の施設、また6 歳未満の38 人が里親委託と、母子施設の割合が高かった。
- アメリカのカリフォルニア州の3歳未満の里親委託率は97%。

出典: 日本子ども虐待防止学会 第30回学術集会かがわ大会
日本財団スポンサードセッション 「アメリカにおける乳幼児の家庭養育の推進と質の高い里親養育プログラム (QPI)」
座長: 高橋恵里子 (日本財団)

平成28年 児童福祉法改正等、抜本改革に当たっての基本姿勢

- 「 百万人の敵あれども、我一人行かん。」
  —— 腹を据え、動じず、妥協しない固い大臣の決意こそ何よりも重要。

- 信頼する外部専門家と役所外で緊密に議論の上、大臣自ら方針決定。
  —— 抜本的法改正までに、「 大臣指示 」と題する指示書を7回連発。

- 先手必勝。
  —— 審議会等には、大臣の考えに近い人材を追加投入。
  —— 法改正前年9月の審議会席上、「 来年の通常国会へ法案提出 」と、役所の意図と関係なく、自らの決意を表明。

- 抜本的法改正後は、検討会等の提言書は、役人ではなく座長等民間人メンバーが自ら執筆。
  —— 平成28年改正児福法による具体的社会実装の姿を示した「 新しい社会的養育ビジョン 」(2017年8月2日 < 私は翌3日に退任 >) が典型例。

- 閣法提出期限 (3月中旬) を楯にした「 時間切れ作戦 」は、拒否。
  —— 提出期限を大臣の発意で正式に延長 (2007年公務員制度改革法案は、4月下旬に国会提出の後、国会を延長させて成立させた実績)。

「平成28年改正児福法」における理念規定の抜本見直し

改正前の条文

第一条　すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。
②　すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第二条　国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条　前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理はすべての児童に関する法令の施行にあたつて、常に尊重されなければならない。

【参考】民法（明治29年法律第89号、第820条及び822条は平成23年改正）（抄）

（親権者）

第818条 成年に達しない子は、父母の親権に服する。

（監護及び教育の権利義務）

第820条 **親権を行う者**は、**子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。**

第822条 **親権を行う者**は、第820条の規定による**監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒する事ができる。**

改正後の条文

第一条（**子どもの権利**）

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される**権利を有する**。

第二条（**子どもの最善の利益優先原則**）

全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、**その意見が尊重され**、**その最善の利益が優先して考慮され**、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。
②　児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。
③　国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条の二（**家庭養育優先原則**）

実親家庭

家庭養育（里親、ファミリーホーム、特別養子縁組）

国及び地方公共団体は、児童が**①家庭**において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、（中略）児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が**②家庭における養育環境と同様の養育環境**において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童が**③できる限り良好な家庭的環境**において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

6人までの地域分散型小規模施設

家庭と同様の環境における養育の推進

平成28年児福法改正の要点（こども家庭庁）

課題
- ○ 児童が心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭に近い環境を図ることが必要。
- ○ しかしながら、社会的養護を必要とする児童の約8割が施設に入所しているのが現状。
  （平成28年に児童相談所が要保護児童の養育環境を決定する際の考え方を法律において明確化）

良好な家庭的環境

施設

児童養護施設
大舎（２０人以上）
中舎（１３～１９人）
小舎（１２人以下）
１歳～１８歳未満
（必要な場合 ０歳～２０歳未満）

乳児院
乳児（０歳）
必要な場合幼児（小学校就学前）

施設（小規模型）

地域小規模児童養護施設（グループホーム）
- 本体施設の支援の下で地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う
- １グループ４～６人

小規模グループケア（分園型）
- 地域において、小規模なグループで家庭的養護を行う
- １グループ４～６人

家庭と同様の養育環境

養子縁組
（特別養子縁組を含む。）

小規模住居型児童養育事業

里親

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）
- 養育者の住居で養育を行う家庭養護
- 定員５～６人

里親
- 家庭における養育を里親に委託する家庭養護
- 児童４人まで

家庭

実親による養育

旧来型の施設は、最早、改正児童福祉法における「良好な家庭的環境」に該当しなくなった!!

里親等委託率 ＝ 里親＋ファミリーホーム ／ 養護＋乳児＋里親＋ファミリーホーム　令和4年3月末　25.1%

平成28年改正児童福祉法による対応

○ 国・地方公共団体（都道府県・市町村）の責務として家庭と同様の環境における養育の推進等を明記。

①まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援。
②家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置。
③②の措置が適当でない場合、児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置。

※ 特に就学前の児童については、②の措置を原則とすること等を通知において明確化。

出典：こども家庭庁

「就学前児童は、里親等家庭養育が原則」と、こども家庭庁が明言。

28年改正児福法の「公布通知」には、「家庭養育」が原則と明記。

「施設養育」は専門的ケアに限定。

「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について（通知）」（ 平成28年＜2016年＞6月3日）

２ 家庭と同様の環境における養育の推進（ 公布日施行 ）

(1) 改正の趣旨

家庭は、児童の成長・発達にとって最も自然な環境であり、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、その保護者を支援することが重要であることから、その旨を法律に明記する。

一方、**保護者により虐待が行われているなど、家庭で適切な養育を受けられない場合**に、現状では児童養護施設等の施設における養育が中心となっているが、家庭に近い環境での養育を推進するため、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を一層進めることが重要である。このため、こうした場合には、**家庭における養育環境と同様の養育環境において、継続的に養育されることが原則である旨を法律に明記する。**

ただし、**専門的なケアを要するなど、里親等への委託が適当でない場合**（※１）には、**施設において養育することとなる**が、**その場合においても、できる限り小規模で家庭に近い環境**（**小規模グループケアやグループホーム等** ）**において養育**されるよう必要な措置を講じなければならない旨を法律に明記する。

これらの規定に基づき、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を積極的に推進することが重要（※２）である。**特に就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎を作る時期であり、児童が安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが重要であることから、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則**とすることとする。

※１ **里親等への委託が適当でない場合**について、具体的にどのようなケースがあり得るか、**今後、「里親委託ガイドライン」**（平成23年３月30日付け雇用均等・児童家庭局長通知）**の改正等によりお示しする予定**である。

施設での専門的ケアは、家庭養育移行の為の期限付き一時的措置

「 里親委託ガイドライン 」

令和3年3月29日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 ➡ 児相設置自治体の長

3. 里親委託する子ども

（ 中略 ）

（6）**里親へ委託することが難しい子ども**

すべての子どもは養子縁組里親を含む里親委託を原則として検討するが、**次のような場合は当面、施設入所措置により子どものケアや保護者対応**を行いながら、**家庭養護への移行を検討**する。

① 情緒行動上の問題が大きいなど、**家庭環境では養育が困難**となる課題があり、施設での専門的なケアが望ましい場合

② **保護者が里親委託に明確に反対**し、里親委託が原則であることについて説明を尽くしてもなお、理解が得られない場合（法第28条措置を除く）

③ 里親に対し、不当な要求を行うなど対応が**難しい保護者**である場合

④ **子どもが里親委託に対して明確に反対**の意向を示している場合

⑤ 子どもと里親が**不調**になり、子どもの状態や不調に至った経過から、施設でのケアが必要と判断された場合

⑥ きょうだい分離を防止できない場合や、養育先への委託が緊急を要している場合など、適当な「家庭における養育環境と同様の養育環境」が提供できない場合

（この場合については、**あくまでも一時的なもの**とし、積極的に里親の新規開拓に取り組み、**できるだけ早期に「家庭における養育環境と同様の養育環境」に移行させること**。なお、**「一時的」とは、乳幼児の場合には、日から週単位、長くとも数ヶ月以内には移行すべき**であり、**就学後の子どもについては、長くとも3年以内には移行すべき**である。）

平成28年抜本改正以降、施設は家庭養育推進の担い手に生まれ変わった。

（ 平成30年7月6日付け厚生労働省子ども家庭局長通知＊より抜粋 ）

＊「『乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方』について」（ 2018年 ）

1．高機能化及び小規模かつ地域分散化のあり方

・　今後、乳児院・児童養護施設においては、家庭での養育が困難な子ども及び年長で今までの経緯より家庭的な生活をすることに拒否的になっている子どもに対する専門性の高い施設養育を行う体制を整える必要がある。

・改正児童福祉法に基づく家庭養育優先原則を進めるに当たっては、乳児院・児童養護施設においては、こうした子どもの呈する情緒・行動上の問題の解消や軽減を図りながら生活支援を行う専門的な養育に取り組むことにより、早期の家庭復帰や養子縁組、里親委託等へとつなげていくことが求められる。

・また、「できる限り良好な家庭的環境」、すなわち小規模かつ地域分散化された施設である地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアが、高機能化に当たっての原則となる。

今後の施設は、養育困難な子どもを家庭養育に馴染ませる専門養育のプロフェッショナル集団。

（略）

2．多機能化・機能転換のあり方

・これまで乳児院や児童養護施設が培ってきた豊富な体験による子どもの養育の専門性を、施設養育の高機能化により発展させていくことはもとより、社会的養育を充実・強化するための地域社会における貴重な資源として、在宅支援や里親支援などの多機能化・機能転換を図る中でも発揮していくべきである。

（略）

・各施設の取組には、様々なバリエーションが考えられるが、以下に求められる機能とその意義及び課題を示す。

①一時保護委託の受入体制の整備
②養子縁組支援やフォスタリング機関の受託をはじめとする里親支援機能の強化
③市区町村と連携した在宅支援や特定妊婦の支援強化

施設は、「ケアニーズの高い子ども」と「地域貢献」の為のプロ集団へ転換したはず

「2016年児童福祉法改正」及び「新しい社会的養育ビジョン」（2017年）による抜本改革

家庭養育優先原則（障がい児、一時保護児を含む）

①実親

②特別養子縁組、里親、ファミリーホーム（「家庭における養育環境と同様の養育環境」）

③「地域分散型小規模施設」までの施設（「できる限り良好な家庭的環境」）

新たな施設の在り方

抜本改正の前

- 乳幼児期から成人（20歳）まで
- あらゆるケアニーズの子ども
- 大規模施設
- 長期間入所

「高機能化」

（施設での高度ケア）

- 学齢期以降（思春期など）
- ケアニーズの高い子ども
- 小規模施設
  （地域分散型、「4人 X 4ユニット」）
- 短期間入所

「多機能化」

（地域での在宅支援）

- 妊婦、実親、里親、養親支援
- 一時保護委託・通学支援
- ショートステイ（子、親子）
- アフターケア
- 家庭支援、ペアレンティング、等々

抜本改正の後

「実親の同意なし」は、里親に措置しない理由にはならない。

児童福祉法

第二十七条 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告・・・・・のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

（中略）

三　児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。

（中略）

④　第一項第三号又は第二項の措置は、児童に親権を行う者（第四十七条第一項の規定により親権を行う児童福祉施設の長を除く。以下同じ。）又は未成年後見人があるときは、前項の場合を除いては、**その親権を行う者又は未成年後見人の意に反して、これを採ることができない。**

（中略）

第二十八条 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第二十七条第一項第三号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。

一　保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、**家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を採ること。**

二　保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、**その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不適当であると認めるとき**は、**家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を採る**こと。

出典：児童福祉法

施設入所児童数・里親等委託児童数・里親等委託率の推移

福岡市

乳幼児
75.0%

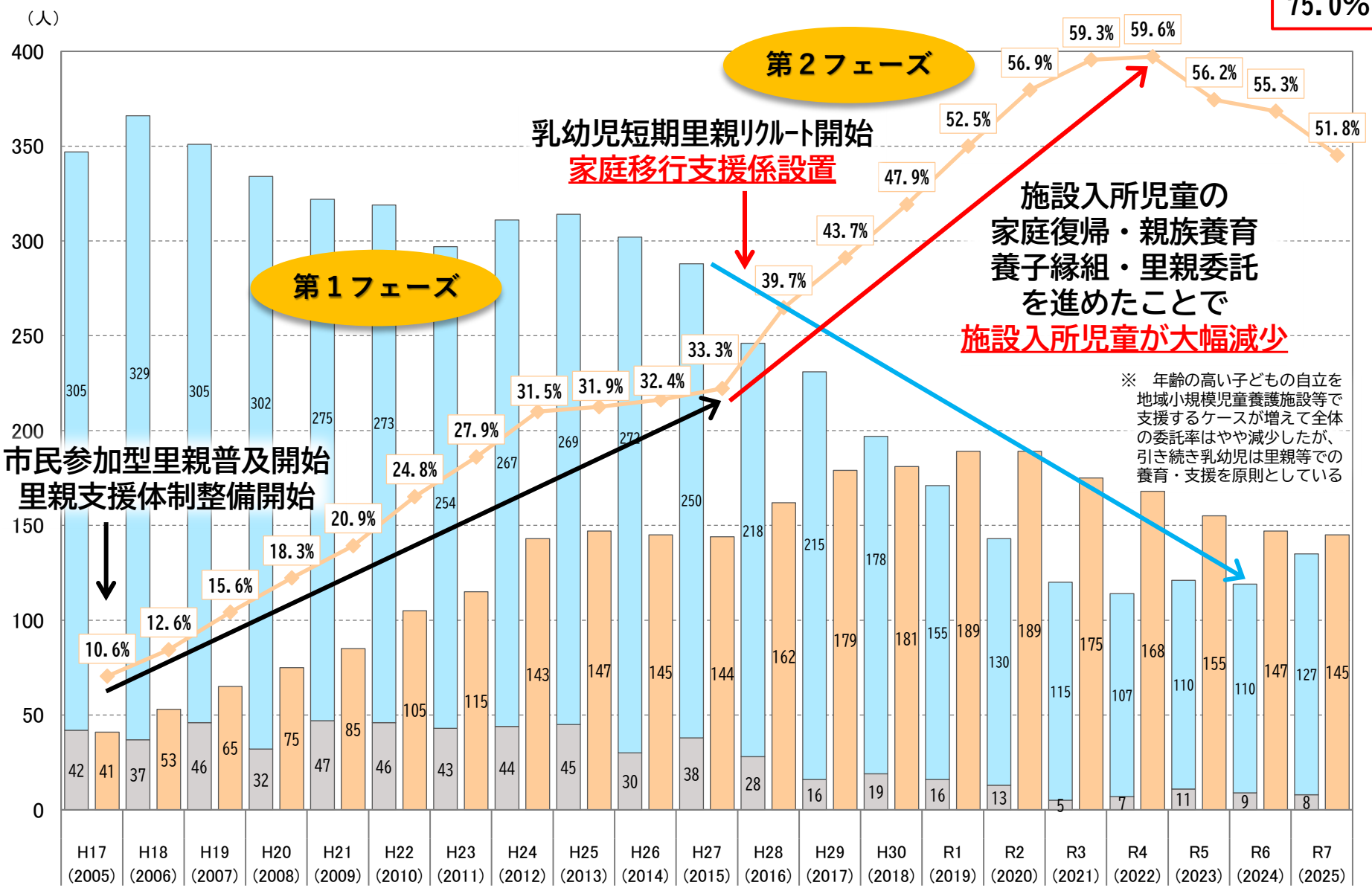

乳幼児（短期）緊急里親　－ 2021年度大分県で開始（全国初）－

【背景・課題】

- ☑ **乳幼児を緊急一時保護**した場合、受入可能な**里親探しが難しい。**定員超過や感染症対策により、**乳児院（1か所）や児童養護施設（9か所）での受入困難**かつ**遠隔移送は乳幼児の負担**が高い。
- ☑ 緊急保護は「施設利用」という固定観念　→　緊急時の里親委託はできないのか？

【概要】

- ☑ **NPO法人chieds**が「**乳幼児（短期）緊急里親事業**」を開始（2021年7月～）
- ☑ chiedsと契約した「乳幼児（短期）緊急**里親**」は、**毎月定額報酬**を受取り、**原則24時間365日**、児相から依頼があれば、3時間以内に**乳幼児の一時保護や短期委託に応じる**

【役割分担】

＜**chieds**＞契約（**報酬支払**）、里親の**待機可能日把握**、緊急時の**必要物品支給**、
里親向け**研修**の企画運営等、解除後訪問（2024年度～）、委託中の養育支援（2026年度～）

＜**児　相**＞**委託打診**連絡、**移送**、委託中の**養育支援**、**児童措置費の支払**

【実績】 別紙のとおり

【効果】

- ☑ 緊急時の**一時保護受入先の拡大**
- ☑ 緊急時の**スピーディな対応**が実現　（**こども、児相職員ともに大幅な負担減**）
- ☑ **こどもの心理的安心**に寄与
- ☑ **こども中心の時間軸を意識したケースワークの展開　→　いわゆる「預けっぱなし」の激減**
- ☑ 児童相談所職員が里親委託を経験する機会が増えた　→　一時保護委託だが里親委託の経験増
- ☑ 3歳未満児の里親等委託率がアップ（2020年度46.4%　→2024年70.8%　※24.4ポイントアップ）
  2025.12時点では75%達成　この4年間で1.5倍に増加

※日本財団助成（2021～2025）終了後の展開
2026年度～大分県の独自事業として予算化。おおいた里親養育支援センターchidesに委託して実施中

乳幼児（短期）緊急里親事業実績

２０２１年度～２０２５年度
契約里親数と一時保護件数

年度	契約里親数	一時保護受託件数	受託日数
2021年度	5 家庭	35件	240日
2022年度	6 家庭	57件	837日
2023年度	6 家庭	53件	661日
2024年度	6 家庭	33件	504日
2025年度	6 家庭	50件	674日

地域別契約里親数

契約里親は、単年度契約。毎年、登録している養育里親に希望を募り、選考会を経て決定。（ただし、児相と協議して地域を限定）

2021年度	大分２	別府１	中津１	日田１	2022年度	大分２	別府２	中津１	日田１
2023年度	大分２	別府２	中津１	由布１	2024年度	大分４	別府２		
2025年度	大分３	別府２	宇佐１		2026年度	大分３	別府１	由布１	宇佐１

家庭養育推進には、手厚い人員配置が必要。

（2026年9月現在）

	里親・家庭移行支援部署			配置人員合計	常勤	非常勤	〈参考〉人口（2025年5月現在）
福岡市	里親係			6人	4人	2人	167万人
	〈参考〉地区担当の児童福祉司（中学生以下の家庭移行を担当）（自立支援係＜旧：家庭移行支援係＞）			46（7）	34（4）	12（3）	
大分県	里親・措置児童担当	企画・里親推進班		11（課長除く）	9	2	108
		措置児童支援班		19（課長除く）	19	—	
			中央児相	7	7	—	
			中央児相大分支所	9	9	—	
			中津児相	3	3	—	

出所：福岡市、大分県

2024年改訂版「策定要領」（社会的養育の基本的考え方）

「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」（2024年3月12日）　（その１）

２．基本的考え方

（１）都道府県における社会的養育の体裁整備の基本的考え方及び全体像

●こどもの最善の利益を図るための「永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障、いわゆるパーマネンシー保障」（「新しい社会的養育ビジョン」（平成29年８月２日新たな社会的養育の在り方に関する検討会）より引用。以下同じ。）のためには、まず、市区町村において、家庭支援事業等を活用した予防的支援による家庭維持のための最大限の努力を行うべきである。

●そして、代替養育を必要とするこどもに対しては、児童相談所は、家庭養育優先原則に基づき、まずは親族里親、養子縁組里親、養育里親若しくは専門里親又はファミリーホームの中から、こどもの意向や状況等を踏まえて代替養育先を検討する。これらのいずれも代替養育先として適当でない困難な課題のあるこどもについては、小規模かつ地域分散化された施設又は高機能化された治療的なユニットへの入所の措置を行うとともに、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの徹底や積み重ねを継続していく必要がある。

●各都道府県においては、このことを念頭に置いて、こどもの最善の利益を実現するため、市区町村、児童相談所、里親・ファミリーホーム、施設等の体制強化、体制整備のための計画として、現行計画を見直して新たな計画を策定する必要がある。

2024年改訂版「 策定要領 」

里親等への委託推進：一時保護時、障害児、数値目標、措置変更

「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」（2024年3月12日） （その２）

２．基本的考え方

（８）里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取り組み

● 代替養育を必要とするこどもに対しては、一時保護時や何らかの障害のあるこどもも含め、「家庭と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託を原則として検討する必要があり、特に就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎を作る時期であり、こどもが安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが重要であることから、「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」（平成28年６月３日付け雇児発0603第１号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「平成28年改正児童福祉法公布通知」という。）に基づき、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則とする。

乳幼児の施設入所は、今後、原則行わない、との趣旨。

● 国においては、遅くとも令和11年度までに、全ての都道府県において、乳幼児の里親等委託率75％以上、学童期以降の里親等委託率50％以上を実現するための取組を推進する。各都道府県においては、こどもの権利やこどもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであることから、個々のこどもに対する十分なアセスメントを行った上で、代替養育を必要とするこどもの数の見込み等を踏まえ、全ての都道府県において、乳幼児75％以上、学童期以降50％以上の里親等委託率となるよう、数値目標と達成期限を設定する。

（中略）

３．項目ごとの策定要領

（８）里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取り組み

なお、上述した国の数値目標を既に達成している又は達成する見込みのある都道府県にあっては、（ⅱ）～（ⅳ）を確実に実行するとともに、国の数値目標を超え、100％を目指した目標を設定すること。

（中略）

（ⅳ） 施設入所が長期化しているこどもについては、こどもの課題に応じて早急に自立支援計画の見直しを行い、里親等委託を検討する必要がある。特に乳児院に入所しているこどもについては、できるだけ早い時期に家庭における養育環境と同様の家庭環境で、特定の大人との愛着関係の下で養育されることがこどもの心身の成長や発達には不可欠であることから、原則として里親等委託への措置変更を行う必要があること。

2024年改訂版「 策定要領 」

特別養子縁組への支援の強化

「 都道府県社会的養育推進計画の策定要領 」（ 2024年3月12日 ）　（その3）

（7）代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

③特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

ⅲ　縁組成立後の支援について

特別養子縁組については、児童福祉法により都道府県の業務として、養子、養親、父母その他養子縁組に関する者への支援が規定されている。(注)「 児童相談所運営指針 」に沿って、縁組成立後少なくとも半年間は、児童福祉司指導等による援助を継続するとともに、それ以後も必要な状況把握や情報提供、助言その他の援助を行うこと。

（注）児童福祉法からの抜粋

第十一条　都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

（中略）

二　児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

（中略）

チ　養子縁組により養子となる児童、その父母及び当該養子となる児童の養親となる者、養子縁組により養子となつた児童、その養親となつた者及び当該養子となつた児童の父母（特別養子縁組により親族関係が終了した当該養子となつた児童の実方の父母を含む。）その他の児童を養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

こどもまんなか
こども家庭庁

多くの自治体が、高い目標値を掲げたが・・・・・

都道府県社会的養育推進計画（後期）において設定している里親等委託率

【令和７年１２月２日時点】

- 国が示す目標値は、乳幼児の里親等委託率 75%以上、学童期以降の里親等委託率 50%以上
- 40自治体[50.0%]が、全ての年齢区分（３歳未満、３歳以上の就学前、学童期以降）において国が示す目標値以上で設定
- 年齢区分別の国が示す目標値以上での設定は、３歳未満：54自治体[67.5%]、３歳以上の就学前：49自治体[61.3%]、学童期以降：45自治体[56.3%]

自治体名	3歳未満	3歳以上～就学前	学童期以降
北海道	75.0%	75.0%	50.0%
青森県	76.0%	75.8%	50.2%
岩手県	42.1%	46.2%	51.1%
宮城県	75.0%	75.0%	50.0%
秋田県	75.0%	75.9%	50.0%
山形県	52.6%	75.0%	31.7%
福島県	75.0%	75.0%	50.0%
茨城県	70.0%	70.0%	70.0%
栃木県	75.0%	75.0%	50.0%
群馬県	75.0%	75.0%	50.0%
埼玉県	49.2%	52.2%	38.2%
千葉県	75.9%	55.4%	33.3%
東京都	50.5%	50.5%	33.6%
神奈川県	48.8%	55.2%	21.1%
新潟県	60.0%	75.0%	50.0%
富山県	75.0%	75.0%	50.0%
石川県	75.0%	75.0%	50.0%
福井県	75.0%	65.0%	35.0%
山梨県	75.0%	75.0%	50.0%
長野県	75.0%	75.0%	50.0%
岐阜県	78.0%	68.8%	33.3%
静岡県	67.0%	59.0%	48.0%
愛知県	55.9%	45.7%	30.2%
三重県	60.0%	60.0%	40.0%
滋賀県	80.0%	80.5%	55.7%
京都府	65.0%	60.0%	40.0%
大阪府	54.0%	27.0%	23.0%
兵庫県	70.0%	60.0%	50.0%
奈良県	75.0%	75.0%	50.0%
和歌山県	75.0%	75.0%	50.0%
鳥取県	75.0%	75.0%	50.0%
島根県	75.0%	75.0%	50.0%
岡山県	75.0%	75.0%	50.0%
広島県	62.8%	45.2%	32.8%
山口県	75.0%	75.0%	50.0%
徳島県	75.0%	75.0%	50.0%
香川県	75.0%	75.0%	50.0%
愛媛県	83.3%	76.9%	51.7%
高知県	75.0%	75.0%	50.0%
福岡県	75.0%	75.0%	50.0%
佐賀県	75.0%	75.0%	50.0%
長崎県	75.0%	50.9%	40.3%
熊本県	76.9%	76.9%	35.6%
大分県	75.0%	75.0%	35.0～50.0%
宮崎県	55.0%	44.0%	35.0%
鹿児島県	44.9%	64.4%	36.5%
沖縄県	75.0%	75.0%	50.0%
札幌市	75.0%	75.0%	50.0%
仙台市	76.9%	76.0%	52.1%
さいたま市	49.2%	52.2%	38.2%
千葉市	75.0%	75.0%	50.0%
横浜市	50.2%	43.7%	33.3%
川崎市	76.0%	75.0%	50.0%
相模原市	75.0%	76.0%	50.0%
新潟市	75.0%	85.0%	75.0%
静岡市	75.0%	65.0%	44.7%
浜松市	75.0%	70.0%	50.0%
名古屋市	70.0%	50.0%	30.0%
京都市	75.0%	75.0%	50.0%
大阪市	42.9%	45.0%	34.0%
堺市	75.0%	75.0%	33.0%
神戸市	65.0%	65.0%	33.0%
岡山市	75.0%	75.0%	50.0%
広島市	62.8%	45.2%	32.8%
北九州市	75.0%	75.0%	50.0%
福岡市	75.0%	82.1%	48.3%
熊本市	76.9%	76.9%	38.1%
港区	75.0%	100.0%	50.0%
世田谷区	75.0%	75.0%	35.1%
中野区	80.0%	50.0%	24.6%
豊島区	35.7%	66.7%	32.9%
荒川区		22.2%	
板橋区	75.0%	76.9%	27.2%
葛飾区		23.1%	
江戸川区	52.4%	53.1%	34.4%
横須賀市	75.0%	75.0%	50.0%
金沢市	75.0%	75.0%	50.0%
豊中市	75.0%	75.0%	50.0%
明石市	100.0%	100.0%	70.3%
奈良市	81.8%	75.0%	50.6%

○都道府県市別の里親等委託率の差

８３都道府県市区別里親等委託率（令和７年度末）

※速報値につき、今後、数値変動可能性あり

里親等委託率は、自治体間の格差が大きい

全国：　２７．０％

最小：　１１．２％　（葛飾区）

最大：　５６．６％　（新潟市）

国が示す里親等委託率目標値（令和11年度末）

- 乳幼児　75% 以上
- 学童期以降　50% 以上

※　里親等委託率（%）＝ 里親・ﾌｧﾐﾘｰﾎｰﾑ委託児童数 ／ 乳児院入所児＋児童養護施設入所児＋里親・ﾌｧﾐﾘｰﾎｰﾑ委託児

資料：家庭福祉課調べ

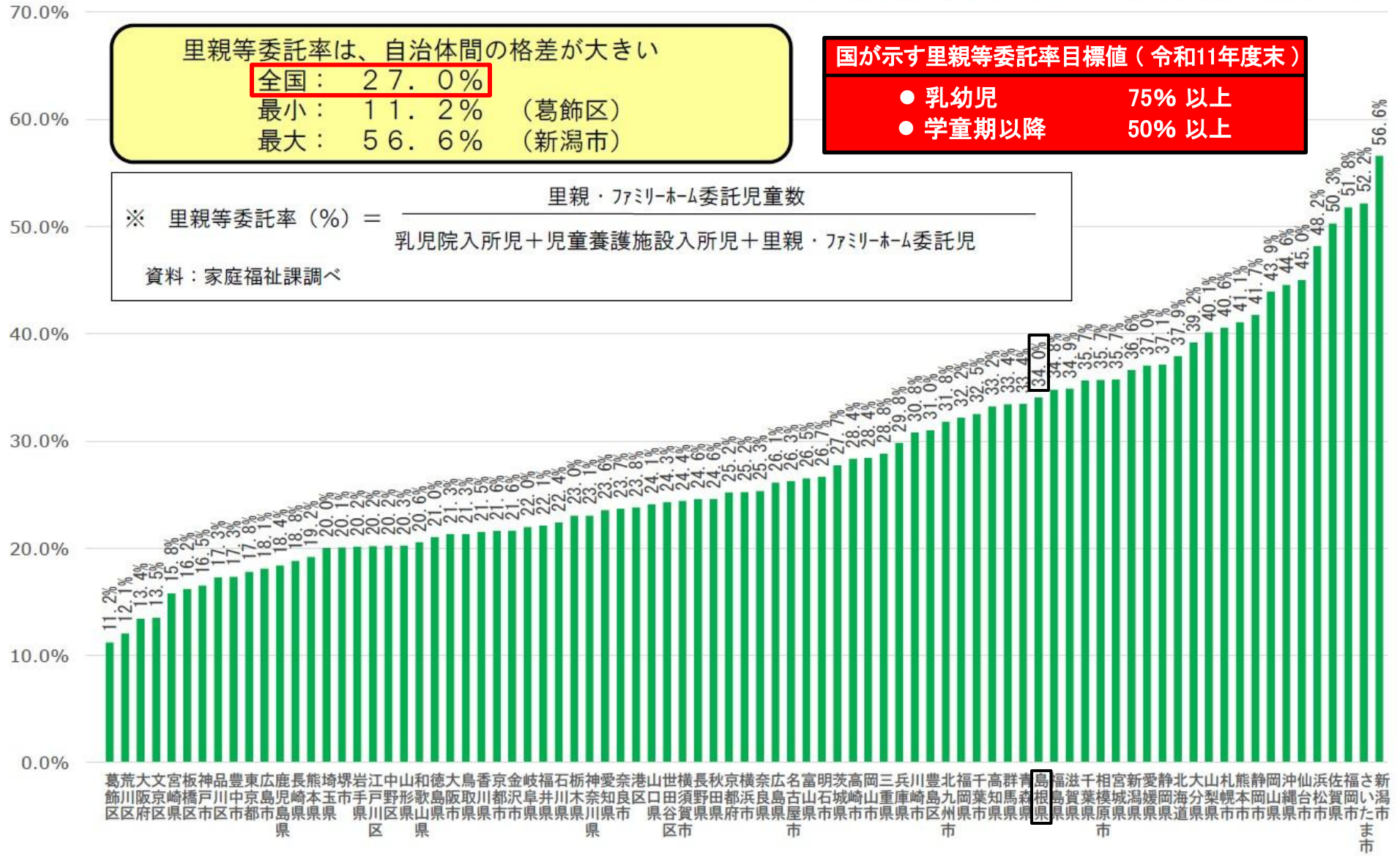

里親等委託率の推移

0～2歳児の里親委託率目標「75%」達成には、このままだと、あと50年かかる!?

$$\frac{45.4\%\ (75.0\%-29.6\%)}{0.9\%\ (29.6\%-25.0\%)\div 5} \fallingdotseq 50年$$

○里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度

○里親等委託率は、平成24年度末の14.8%から、令和7年度末には27.0%に上昇

年度	児童養護施設		乳児院		里親等※			合計	
	入所児童数（人）	割合（%）	入所児童数（人）	割合（%）	委託児童数（人）	割合 0～2歳	割合（%）	児童数（人）	割合（%）
平成２３年度末	28,803	78.6	2,890	7.9	4,966	—	13.5	36,659	100
平成２４年度末	28,233	77.2	2,924	8.0	5,407	—	14.8	36,564	100
平成２５年度末	27,465	76.2	2,948	8.2	5,629	—	15.6	36,042	100
平成２６年度末	27,041	75.5	2,876	8.0	5,903	—	16.5	35,820	100
平成２７年度末	26,587	74.5	2,882	8.0	6,234	—	17.5	35,703	100
平成２８年度末	26,449	73.9	2,801	7.8	6,546	—	18.3	35,796	100
平成２９年度末	25,282	73.9	2,706	7.8	6,858	—	19.7	34,846	100
平成３０年度末	24,908	71.8	2,678	7.7	7,104	(27.7)※※	20.5	34,690	100
令和元年度末	24,539	70.5	2,760	7.9	7,492	(28.9)	21.5	34,791	100
令和２年度末	23,631	69.9	2,472	7.3	7,707	25.0	22.8	33,810	100
令和３年度末	23,008	69.4	2,351	7.1	7,798	25.3	23.5	33,157	100
令和４年度末	22,578	68.7	2,306	7.0	7,968	26.2	24.3	32,852	100
令和５年度末	22,162	67.8	2,316	7.1	8,216	26.9	25.1	32,694	100
令和６年度末	21,472	66.6	2,289	7.1	8,499	29.4	26.3	32,260	100
令和７年度末	20,987	66.6	2,292	7.1	8,597	29.6	27.0	31,876	100

児童福祉法抜本改正。

「乳幼児期は里親等への委託が原則」との基本方針はどこに!?

+1.0/年

+1.0/年

+0.9/年

変化は全く加速していない!!

里親等委託率

※「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム（養育者の家庭で5～6人の児童を養育）を含む。
ファミリーホームは、令和6年度末で505か所、委託児童1,862人。
（資料）福祉行政報告例（各年度末現在）※ 平成22年度の福島県の数値のみ家庭福祉課調べ

※※（）内は0～6歳。
― は、乳幼児期の里親等委託率のデータが存在しない事を示す。

＜目次＞

1.（ 認定NPO法人 ）子どもリエゾンえひめを立ち上げ 2

2. 乳幼児期の「 アタッチメント（ 愛着 ）形成 」こそ重要 10

3.「 浮浪児対策 」からの脱却の必要性 19

4. 平成28年から始まった抜本改革の軌跡 28

5. 実親の愛に恵まれない全ての子ども達に家庭養育を 48

「 里親養育と施設養護の違いから見える『 里親委託の必要性 』」

施設職員としての長い経験からの教訓 ＜ 抜粋 ＞（ 茨城県里親会　関貴教氏 ）

施設養護と 里親養育は 何が違うのか	子どもが育つために， 本当に必要なもの	ある子どもの 昨日と今日	子どもを育てる 「名もない支援」
これは 「 愛情の差 」 ではなく 「 養育構造の違い 」 *施設は退職や異動があり，年間 120 日程度休みがある.* *1日の勤務時間は原則8時間まで.* *当直，夜勤は月に 4 回程度，出張や会議等も多い.*	私のことを一番に考えてくれる人がいる 私の育ってきた記憶を共有できる人がいる 私のことを無条件に肯定してくれる人がいる *子どもにとって必要な大人は「今日を世話してくれる大人」だけではなく，「昨日の私を知り，明日の私も見てくれる大人」だと思います.*	朝 子ども「学校行きたくない」 私「そうなの？どうした？」 子ども「ぜんぶむり，何もかも」 私「今日はご飯，好きなのにするね」 夜 私「どうだった？大丈夫だった？」 子ども「何が？これ美味しい」 私「おかわりあるよ」 子ども「今夜買い物行きたい，行ける？」 翌朝 子ども「昨日の，また作って」 私「いいよ，今日は何がいい？」 子ども「うーん，後でLINEする」 私「うん，いってらっしゃい」	「今日は麺の気分なんだよね」 ・・・「いいよー，作れるよ」 「友だちと遊びに行く」 ・・・「いいよー，5000円で足りる？」 「明日の朝シャワーでもいい？」 ・・・「いいよー」 「スタバに新しいメニュー出たよ」 ・・・「いいね一緒に行こう」 「この服ほしい」 ・・・「オッケー，明日届くって」 「スマホがほしい（小学生） ・・「うん，使い方を話し合おうね」 *子どもを育てるのは、特別な支援だけではなく，日常に寄り添う「当たり前」の日常だと思います.*

出典：「 里親養育と施設養護の違いから見える『 里親委託の必要性 』」 一般社団法人いばらき県北里親家庭支援センター ファミリーホームいちのいえ 代表 関 貴教
日本財団子どもフォーラム2026（ 分科会2 ）（ 2026年9月25日 ） 資料より抜粋、編集。

こどもを中心にみんなで育てる（QPI：Quality Parenting Initiative）

里親・実親・児童相談所・支援機関・行政がパートナーとしてつながり、協力し、こどもの成長を支える

QPIとは？

QPI（Quality Parenting Initiative）は、こどもを中心に、里親 ・ 実親 ・ 児童相談所 ・ 支援機関 ・行政がパートナーとしてつながり、協力しながらこどもの成長を支える取り組みです。すべてのこどもが安心して育ち、自分らしい未来を描ける社会の実現を目指しています。



アメリカにおけるQPIの取り組み

QPIは、アメリカの弁護士キャロル・ショーファー（Carole Shauffer）氏によって創設され、ユース・ロー・センターが実施している、里親制度の改革を目指す全国的な取り組みです。2008年にフロリダ州で始まり、現在ではカリフォルニア、ネバダ、コネチカットなど10の州、80の地域（サイト）に広がっています。ユース・ロー・センターは、「QPIチャンピオン」と呼ばれる普及推進役の育成、オンライン研修の提供、ニュースレターの発行、年に1回のQPI大会の開催などを行っています。



QPIホームページ（アメリカ版）
https://qpi4kids.org/

キャロル・ショーファー（Carole Shauffer）氏インタビュー「幼いこどもたちを施設に留めていてはいけない」（日本財団HPより）
https://nf-kodomokatei.jp/news/carole-shauffer.html

QPI-Japanについて

QPI-Japanは、NPO法人家庭養育支援機構と日本財団が中心となり、社会福祉法人麦の子会と連携し、及びユース・ロー・センターの協力を得て、日本国内でQPIを推進するために立ち上げた取り組みです。

主な活動内容

- QPIの推進を目指す、または関心のある自治体関係者向け や里親向けの研修や勉強会の提供
- QPIに関するシンポジウムの開催
- アタッチメントやトラウマに関する研修の実施
- ホームページによる情報提供



お問い合わせ

NPO法人家庭養育支援機構：qpi-japan@family-childcare.org
QPI-Japanホームページ：https://qpi-japan.org/

日本財団 THE NIPPON FOUNDATION　家庭養育支援機構　むぎのこ　QPI JAPAN

「児童の養護と未来を考える議員連盟」の政策提言の骨子（2025年5月22日）

1.「子ども個々のケアニーズ」に応じた支援への転換

●逆境体験による心の傷、障害等、「子ども個々のケアニーズ」に応じた支援への転換（一人ひとりの「心の傷」に着目）
　――― 個々のケアニーズに応じた里親委託費、施設措置費等の体系構築
　――― 個々のケアニーズに応じた支援の人的要件、人員配置基準、人材育成
●「個々のケアニーズに応じた支援等検討会（仮称）」の速やかな設置

2.「乳児（3歳未満児）」等の家庭養育原則の徹底

●一時保護を含め、乳児（ 3歳未満児 ）等の家庭養育原則の徹底
●一時保護中心に、常時受け入れ可能な「乳幼児短期緊急里親」の制度化
●「 赤ちゃん里親 」、「 乳幼児ファミリーホーム 」の制度化
●乳児院の高機能化、多機能化の加速（定義明確化、インセンティブ強化、等）

3.「社会的養育としての特別養子縁組」支援の抜本強化

●「 特別養子縁組は子どもの社会的養育の一形態 」との子どもを起点とする認識の徹底
●包括的支援パッケージを策定。ケアニーズに応じた支援への転換（ 含む財政支援 ）
●児童相談所、民間あっせん団体での扱いの有機的統合・情報一元化、等。
●「 出自を知る権利 」行使に対応可能な国の体制整備・情報一元管理体制の整備等
●児童相談所等でのパーマネンシー保障概念の徹底
●「パーマネンシー保障としての特別養子縁組支援推進検討会（仮称）」早期設置

4. 施設の「高機能化、多機能化、地域小規模化」大幅加速への支援強化

●「高機能化（ ≒ 治療施設化 ）」の定義、要件の明確化、「多機能化」と合わせたインセンティブの格段の強化等を通じ、施設の転換の大幅加速を支援。
●令和11年度までの全面「地域小規模化」に合わせ、「地域小規模」以外の施設整備の原則即時停止（含む老朽化対策 ）
●児童福祉法第37条（ 乳児院 ）、第41条（ 児童養護施設 ）の目的、使命、責務等の規定法文の全面書き換え、法改正、等。

5. その他の追加改革

●児童精神科医療等子どもの心の診療体制・診療報酬の抜本強化
（こ家庁<司令塔>・厚労省障害保健福祉部・同保険局による新たな対策協議会の設置、等）
●司法面接から精神科治療までワンストップ「日本版CAC」整備
●一時保護児、障害児等の家庭養育優先原則の徹底
●里親支援センターの委託児童数等に応じた措置費支弁
●ファミリーホーム4人定員化
●児童相談所内の家庭養育担当者の増強
●こども家庭センター職員の配置基準の法定化および児童家庭支援センターの義務的経費化等による在宅支援の強化
●法定研修等の総合的抜本見直し
●社会的養育人材の専門性強化（「こども家庭ソーシャルワーカー」資格取得促進、「子ども家庭福祉士（仮称）」の国家資格化、等）
●法的対応可能な「日本版CDR」確立

一度は2つの専門委員会を設置しないことを決めたこども家庭庁だったが、三原大臣の英断で実現。

出典：2025年5月22日　超党派「児童の養護と未来を考える議員連盟」提言（「社会的養育改革の加速なくして、子どもの明るい未来なし ～子どもの多様なニーズに応じた支援により、家庭養育を徹底すべし～ ）を塩崎恭久事務所で簡略化。（ https://www.y-shiozaki.or.jp/contribution/index.php?start=0&id=202）

子どもの権利実現には、「ケアニーズに応じた支援」の提供が不可欠。

既に「新しい社会的養育ビジョン」（2017年）は方向性を明示していた！！

「新しい社会的養育ビジョン」には、「ケアニーズ」との言葉が32回も登場していたが・・・・

2．新しい社会的養育ビジョンの骨格

（　中略　）

他方、親子分離が必要な場合には、一時保護も含めた代替養育のすべての段階において、子どものニーズに合った養育を保障するために、**代替養育はケアニーズに応じた措置費・委託費を定める。**代替養育は家庭での養育を原則とし、**高度に専門的な治療的ケアが一時的に必要な場合**には、**子どもへの個別対応を基盤とした「できる限り良好な家庭的な養育環境」を提供**し、**短期の入所を原則**とする。また、里親を増加させ、質の高い里親養育を実現するために、児童相談所が行う里親制度に関する包括的業務（フォスタリング業務）の質を高めるための里親支援事業や職員研修を強化するとともに、民間団体も担えるようフォスタリング機関事業の創設を行う。（P1）

（　中略　）

4．代替養育

3）ケアニーズに応じた措置費・委託費への移行

現状の措置費は、里親類型や施設類型により一律になっている。つまり、子どもがそのような類型に当てはめられているのである。**子どもによってケアのニーズは様々な程度であり、子どものケアニーズによって措置費や委託費が定められるべき**である。現行の被虐待児受入加算費のように虐待を受けていた子どもかどうかによって加算するのではなく、**子どものニーズを適切に把握する方法を検討し、これに基づく加算を行うべき**である。つまり、**年齢、行動上の問題、心理的問題、医療的ケアの必要性などに基づき、ケアニーズの内容や程度による措置費及び委託費の加算制度を導入する必要**がある。それにより、施設類型に子どもを合わせるのではなく、**子どものニーズ**によるケアが提供されることとなる。そのためには、**国は早急にケアニーズの内容や程度による加算制度に関する検討を開始するべき**である。（P21）

「ケアニーズに応じた支援」検討に参考となる米・ワシントン州のケア提供者報酬体系

Phase 1 – Caregiver Support Level Payments for Licensed Caregivers

Implementation January 1, 2024

	LEVEL 1	LEVEL 2	LEVEL 3	LEVEL 4	LEVEL 5	LEVEL 6	LEVEL 7
New Support Levels	Basic Maintenance Foster Care	Support Needs: Adolescent Low Needs	Support Needs: Chronic Physical Health	Support Needs: Developmental Disability	Support Needs: Developmental Disability & Chronic Physical Health	Support Needs: Moderate Mental Health	Support Needs: Complex Mental Health
	Rates for Caregiver Support Levels Based on Age– *Levels 2-7 rates include Basic*						
Age: 0-5	$722	N/A	$1,407	$1,749.50	$2,092	$2,434.50	$2,777
Age: 6-11	$846	N/A	$1,531	$1,873.50	$2,216	$2,558.50	$2,901
Age: 12+	$860	$1,202.50	$1,545	$1,887.50	$2,230	$2,572.50	$2,915

Washington State Department of CHILDREN, YOUTH & FAMILIES

里　親　制　度　の　概　要

○里親制度は、児童福祉法第27条第１項第３号の規定に基づき、児童相談所が要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童）の養育を委託する制度であり、その推進を図るため、
・平成14年度に親族里親、専門里親を創設
・平成20年の児童福祉法改正で、「養育里親」と「養子縁組を希望する里親」とを制度上区分
・平成21年度から、養育里親と専門里親について、研修を義務化
・平成29年度から、里親の新規開拓から委託児童の自立支援までの一貫した里親支援を都道府県（児童相談所）の業務として位置付けるとともに、養子縁組里親を法定化し、研修を義務化
○里親が同時に養育する委託児童及び当該委託児童以外の児童の人数の合計は６人まで（委託児童については４人まで）なお専門里親については委託児童２人まで
※里親が行う養育に関する最低基準第17条第１項及び第２項

種類	総数	養育里親	うち専門里親	養子縁組里親	親族里親
対象児童		要保護児童	次に挙げる要保護児童のうち、都道府県知事がその養育に関し特に支援が必要と認めたもの ①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ②非行等の問題を有する児童 ③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童	要保護児童	次の要件に該当する要保護児童 ①当該親族里親に扶養義務のある児童 ②児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、入院等の状態となったことにより、これらの者により、養育が期待できないこと
登録里親数	18, 498世帯	15, 890世帯	792世帯	7, 776世帯	689世帯
委託里親数	5, 475世帯	4, 452世帯	172世帯	348世帯	578世帯
委託児童数	6, 777人	5, 348人	211人	385人	828人

この大きなギャップが「未委託里親問題」などの原因。

※里親数・児童数は家庭福祉調べ（令和８年３月末現在(速報値)につき、今後、数値変動可能性あり）
※なお、総数については各里親類型間に重複があるため一致しない

里親に支給される手当等

※令和８年度単価

里親手当（月額）
- 養育里親　90, 000円(2人目以降も同額)
- 専門里親　141, 000円(2人目も同額)

※令和２年度から２人目以降の手当額を１人目と同額まで増額

- 一般生活費（食費、被服費等。1人当たり月額）乳児　68, 070円、　乳児以外　58, 950円
- その他（幼稚園・保育所費、教育費、入進学支度金、就職支度費、大学進学等支度費、医療費、通院費等）

子どものケアニーズに関係なく、里親手当は全国一律 !!

特別養子縁組の制度先進国では、「社会的養子」への公的支援が手厚い。

（ ChatGPT調べを中心に ）

支援項目 / 国名	ケアニーズに応じた養育費等支援	カウンセリング等	縁組成立時助成金	縁組成立時助成金等の税制優遇	その他
米国	• ケアニーズに応じた支援＊（含む「ゼロドル合意」） • 里子から移行する養子の94%が対象 • 里親手当と同額まで支援	• 養親・養子向けカウンセリング • レスパイトケア	手続き費用の一部公的補填	• 所得税控除（16,810ドルまで） • 州税控除 • 助成・手当は非課税	大学奨学金や授業料免除プログラムあり
カナダ	• ケアニーズに応じた支援 • 養親の所得審査あり • 里親手当と同額まで支援	• カウンセリング • レスパイトケア • 歯科矯正	民間機関による縁組に対し6000ドル支援	• 18,210ドルまでの控除＋15%控除 • 州税控除 • 助成・手当は非課税	• 最大69週の育休給付を18歳未満まで • 委託前休業（給付なし）7週間利用可能
英国	• ケアニーズに応じた支援 • 「ケア理由でフルタイム就労不可」には手当あり • 養親の所得審査あり • 里親手当と同額まで支援	• 心理療法等年間5000ポンド • アセスメント費用2500ポンド	受託準備助成金	• 助成・手当は非課税 • 養子縁組裁判等に要した費用及び医療費は非課税	• 最大39週の育休給付 • 委託前14日前から育休利用可能 • 公立学校入学優先措置 • 教育環境整備費（要ケア児受入校向け）
日本	—	—	（注）極めて限定的な「手続き費用の一部公的補填」	一時所得として課税の可能性あり	育休給付は受託時から原則満一歳まで

（注） 児童相談所を設置する79自治体のうち、7都道府県、1市、9区、合計17自治体（22%）においてのみ実施するに止まっている。

出典 ： ChatGPTへの「G7諸国の特別養子縁組に対する支援は？」との質問への回答をベースに塩崎恭久事務所にて、補足して作成。

＊「ゼロドル合意（A zero-dollar agreement）」とは、ケアニーズ発生時に支払うことを約束する連邦政府による社会的養子への補助金制度。

こどものケアニーズに応じた支援の在り方に関する専門委員会について

設置の趣旨

都道府県社会的養育推進計画の下、いわゆる「家庭養護」及び「家庭的養護」を推進する中で、支援現場において、被虐待経験等により心理的な課題に直面するこどもや障害のあるこどもなど、ケアニーズが高いこどもへの支援の在り方が課題として顕在化しているところ、そのようなこどもへの支援に当たっての基本的な考え方等について、専門的な見地から集中的に検討することを目的として、こども家庭審議会運営規則第６条の規定に基づき、部会の下に「こどものケアニーズに応じた支援の在り方に関する専門委員会」を設置する。

主な検討事項

（１）こどものケアニーズに応じた支援の在り方に関する基本的な考え方
（２）里親、ファミリーホーム、各入所施設等に求められる役割や機能
（３）その他

その他

（１）専門委員会は原則公開とする。
（２）専門委員会の検討結果は、部会に報告することとし、部会は、当該検討結果を踏まえて、社会的養育に関する検討を行い、最終的な結論を得ることとする。
（３）専門委員会は、検討結果の取りまとめをもって廃止する。

委員

	委員名	所属
◎	相澤　仁	大分大学福祉健康科学部特任教授
	笠原　麻里	医療法人財団青渓会駒木野病院副院長
	上鹿渡　和宏	早稲田大学人間科学学術院教授
	北川　聡子	社会福祉法人麦の子会理事長
	古屋　康博	社会福祉法人清浄園常務理事
	ブローハン　聡	一般社団法人コンパスナビ代表理事
	星野　崇啓	さいたま子どものこころクリニック院長
	増沢　高	子どもの虹情報研修センターセンター長
	渡辺　睦美	NPO法人全国子どもアドボカシー協議会専務理事

◎委員長　（敬称略、五十音順）

両専門委ともに、令和７年11月議論開始。

特別養子縁組に関する支援の在り方に関する専門委員会について

設置の趣旨

都道府県社会的養育推進計画の中で取組が求められている、パーマネンシー保障（※）を実現するものとしての特別養子縁組に関する支援の在り方について、専門的な見地から集中的に検討することを目的として、こども家庭審議会運営規則第６条の規定に基づき、部会の下に「特別養子縁組に関する支援の在り方に関する専門委員会」を設置する。
（※）永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場を保障すること。

主な検討事項

（１）今後の特別養子縁組に関する支援の在り方
（２）その他

その他

（１）専門委員会は原則公開とする。
（２）専門委員会の検討結果は、部会に報告することとし、部会は、当該検討結果を踏まえて、社会的養育に関する検討を行い、最終的な結論を得ることとする。
（３）専門委員会は、検討結果の取りまとめをもって廃止する。

委員

	委員名	所属
	大場　亜衣	社会福祉法人日本国際社会事業団理事
	河野　洋子	大分大学福祉健康科学部社会福祉実践コース講師
	久保野　恵美子	東北大学大学院法学研究科教授
	西郷　民紗	早稲田大学人間科学学術院人間総合研究センター次席研究員・研究院講師
	瀬奈　じゅん	俳優
	浜田　真樹	浜田・木村法律事務所弁護士
	平井　登威	大学生 NPO法人CoCoTELI代表
◎	藤林　武史	西日本こども研修センターあかしセンター長
○	ロング　朋子	一般社団法人ベアホープ代表理事

◎委員長、○委員長代理　（敬称略、五十音順）

出典：こども家庭庁

令和11年度末の都道府県計画の数値目標達成に役立ち、中長期課題解決にも資する政策提言に期待。

「新ビジョン（2017年）」、「厚労省局長通知(2018年)」に則り、児童福祉法を再度抜本改正の要

施設の使命等不記載を改め、「高機能化」、「多機能化」の新たな使命を明記

現行法

（乳児院）

第三十七条　**乳児院**は、**乳児**（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）**を入院させて、これを養育**し、あわせて**退院した者**について**相談その他の援助**を行うことを**目的とする施設**とする。

（児童養護施設）

第四十一条　**児童養護施設**は、**保護者のない児童**（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この条において同じ。）、虐待されている児童その他**環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護**し、あわせて**退所した者**に対する**相談その他の自立のための援助**を行うことを**目的とする施設**とする。

「児童の養護と未来を考える議員連盟」の改正提案

（乳幼児総合支援センター）

第三十七条　**乳幼児総合支援センター**（以下この条において「センター」という。）は、**妊産婦**並びに**乳児**、**満三歳に満たない幼児**及び特に**支援が必要と認められる満三歳以上の幼児**（以下この条において「乳幼児」という。）に対する**在宅における支援を行うことを目的とする施設**とする。

施設養育でなく、家庭養育の「赤ちゃんファミリーホーム」を運営可能に。

2　前項に定めるもののほか、センターは、次に掲げる機能を有するものとする。

一　**乳幼児を対象とした小規模住居型児童養育事業**を行い、又は**当該事業を行う者を支援**すること。

二　**養子縁組の成立を援助**し、又は**養親及び養子で構成される家庭を支援**すること。

三　センターの**職員が乳幼児の里親**となり、当該センターがその**家庭を支援**すること。

「入所機能」は廃止し、地域の家庭、里親家庭等の支援に特化。

家庭養育が困難または合わない児童のみ対象に、家庭養育受容に向け、専門的ケアを短期集中的に行う。

経験・専門知識豊富な職員は、有能な「赤ちゃん里親・FH」となる可能性大。

（児童養護施設）

第四十一条　**児童養護施設**は、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この条において同じ。）、虐待されている児童その他**環境上養護を要する児童**であつて、**第二十七条第二項の政令で定める事由がある場合**において**小規模住居型児童養育事業**を行う者又は**里親による養育**を行うことが**困難であり又は適当でないもの**を、その事由が解消されるまでの**必要最小限度の期間入所**させて、**その高度な専門性に基づき**、これを**できる限り良好な家庭的環境において養護**し、あわせて、当該児童の**関係者を支援**することにより、当該児童が速やかに**家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう**に必要な**環境を整備**すること及び退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする。

専門養育のプロフェッショナル集団。

2　児童養護施設は、**地域に分散して配置される小規模な施設**として、前項の養護又は援助を行うことを**原則とする。**

3　前二項に定めるもののほか、児童養護施設は、その高度な専門性を生かして、**地域における社会的養育を充実強化する資源**として、**養子縁組又は里親 の支援、在宅における支援その他の機能を整備**するものとする。

「 こども真ん中」社会に向けての社会的養育のパラダイムシフト

●「保護パラダイム」 （施設養育）	➡	「養育パラダイム」 （里親など家庭養育）
●「虐待等からの救出」 （「保護」、「安全確保」で完結）	➡	「逆境体験の克服とパーマネンシー保障」 （「心のケア」、「健全な発育、人格形成」重視）
●「大人の都合優先」 （サプライサイド偏重）	➡	「子どものケアニーズ最重視・最優先」 （ディマンドサイド重視）
●「里子は可哀そう」 （事実の隠蔽）	➡	「里子等、子どもは皆で育てよう！」 （QPIの発想で、社会の皆で子どもを育てる）
●「タックスイーターを容認」 （世代間連鎖）	➡	「タックスペイヤーを育む」 （連鎖を断ち、自立を促進）

子ども、とりわけ乳幼児期の発育は、一生を決める。

●発育しつつある「子どもの一日」と、
「大人の一日」の重みには、雲泥の差。

●大人は、「今日も明日も殆ど同じ」だが、
子どもの「明日は今日とは全く違う」。

●「子どもの1年」は、「大人の10年」にも匹敵。

●「大人は待っても大差ない」が、「子どもは待てない」。

子どもには、スピードこそ決定的に重要。

「 最後までご清聴いただき、ありがとうございました。」